平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架 空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会会議録

> 第1回 9月1**9**日 第2回 9月2**0**日 第3回 9月2**7**日 第4回 1**0**月 4日 第5回 1**0**月14日 第6回 1**0**月18日

藤代町議会

第1回 9月17日



平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑 及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会

○招集日時平成3年9月廿日(井) 午前10時17分

〇招 集 場 所 議会全員協議会室

〇出 席 委 員

委員長 西尾 絋昭 副委員長 倉持 光男 篠山 治夫 員 長東 秀臣 員 吉岡 茂 員 松永 員 実 員 横田 千之 委 沼尻 守 員

〇欠 席 委 員

なし

〇職務のため出席した者

 事務局長
 久保田大紀

 係長
 染谷二郎

 係長
 坂本俊光

〇審 査 事 件

正副委員長の互選について

〇審議の経過

午前10時17分開会

〇松永臨時委員長 どうもご苦労さまです。私が今の選ばれた委員の中で一番 年上なので、臨時委員長を務めさせていただきます。

まず委員長ですが、どのようにしますか。臨時委員長指名でよろしいですか。 [「臨時委員長指名」と呼ぶ者あり]

〇松永臨時委員長 それでは今までの慣例で、大体総務委員長が特別委員長になっていたような慣例があるので、西尾委員を委員長に推薦したいと思います。 いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇松永臨時委員長 さよう決定します。では委員長を交代します。
- ○委員長 ただいま指名によって検査特別委員会の委員長を拝命いたしました 西尾でございます。

副委員長の選任ということでございますが、委員長指名でよろしければその ようにいたしたいと思うのですが。

[「委員長指名」と呼ぶ者あり]

- ○委員長 それでは、 倉持さんをお願いしたいのですが、よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 〇委員長 そういうことで、本日の議案の議題であります正副委員長の選任が 終わりましたので、終わります。ありがとうございました。

午前10時19分閉会

上記は会議の顚末を記載しその相違ないことを証明するためここに署名する。

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員会

010

第2回 9月20日

000

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑 及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会

〇招 集 日 時 平成3年9月20日(金) 午前10時

〇招 集 場 所 議会全員協議会室

〇出 席 委 員

委員長 西尾 紘昭 倉持 光男 副委員長 委 篠山 治夫 員 員 長東 秀臣 吉岡 員 茂 委 松永 実 委 横田

委 員 沼尻

〇欠 席 委 員

010

O)

なし

〇出 席 説 明 員

 町
 長
 吉田
 久夫

 総務部長兼庶務課長
 秋田
 昭一

 住
 民
 課
 長
 協
 昭男

 住
 民
 課
 長
 協
 松沢
 正光

守

(第3投票所選挙事務従事者)

公 民 館 宇都野隆司 企 画 課 角田 納 税 課 三原 洋司 土 木 課 飯泉 孝 監 理 課 蛯原 理恵

〇職務のため出席した者

 議
 長
 坂本
 守

 事
 務
 局
 長
 久保田大紀

 係
 長
 染谷
 二郎

 係
 長
 坂本
 俊光

〇審 査 の 経 過

午前10時04分開会

〇委員長 去る平成3年8月4日執行されました藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会を開催いたします。

委員の定足数は、すべて皆さん出席しておりまして、有効に成立しておりま す。

ただいまより特別委員会を開催いたします。ご多忙のところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

当委員会の目的は、架空転入疑惑と不正投票疑惑に対してこれを徹底的に究明するという委員会でございまして、地方自治体の政治的意志の決定は投票によって決まるわけでありまして、その投票が疑惑をかもし出しているということは、極めて民主主義の基本原則である住民自治に対する大きな問題でありまして、これを解明していかなければ今後の政治的意志の決定というものについて公正さを疑われることになるであろうと、当町の委員会に課せられた貴務は大変重要であると考えております。

質疑の方法につきましては一間一答方式によりまして、各委員さんから執行 部に対してお願いいたします。

執行部におかれましては、要求された質問に対しては事実にのっとって正確 にご答弁をいただきたいということと、資料の提出等が要求された場合におい ては、極力ご協力をお願いしたいということでございます。

委員さん方にお願いしたいのは、一問一答方式の質疑でございますが、各委員さん方の質問が重複しないように、お互いに整理をして質問をしていただくということでお願いしたいと思います。

当委員会は地方自治法の98条に基づきまして住民基本台帳法にのっとりました事務処理の検閲検査、背類に関する検閲、そして、それに基づく執行部の報告等に対する検査及び選挙管理委員会の事務背類に関する検閲、そして、その 特類についての報告に対する検査等を含んでおりますので、98条にのっとりま して審議を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

沼尻委員。

〇沼尻委員 まず参考替類の提出を求めます。これから言いますので委員長の 方からお願いしたいと思います。 まず住民課課長にお願いしたいのですが、高須の 165番地に4月20日以降転入した人の名前、生年月日、前の住所、それから転出していれば転出した月日、同じく宮和田 915の7、新川 143、双葉2丁目23の11、小浮気 790の2、山王 277、宮和田 272の5。

二つ目、これも住民課。4月20日から29日以前のやつ。訂正します。20日から以内、29日以前に転入した人の名前。それから8月4日以降、投票日以降ですね、転出した人の名前、生年月日ですね。

それから二つ目、これも住民課。転入、転出の受付の記録ですね。まず転入 届出書、それから、これが本人届けの場合は届出番だけでいいんですけれども、 代理で来た場合には委任状。それから転出証明交付申請書。

三つ目、これは総務部に対しての要求ですが、選管の係を出席させてくださ い。桜井さんですか。

それから、総務部長に確認しておきますけれども、質問ですが。プレハブの 駅前事務所、片町の。北駅前の事務所ね。これは第何投票所ですか。

- 〇秋田総務部長 第3投票所です。
- 〇沼尻委員 第3投票所の事務に携わった職員、4名おりましたか。だれとだれですか、これは。
- 〇秋田総務部長 大勢います。6人か7人くらいいます。
- 〇沼尻委員 全員に対する出席要求です。一応以上です。
- ○委員長 ただいま沼尻委員から要求がありました4月29日以前の転入者の住所地における要求事項について潜類を提出していただくことと、もう1点は8月4日以降の転出者の証明書ですか、それと第3点目は転出、転入者の受付記録とこれにかかわる審類。もう1点は選挙管理委員会の桜井さん、そして第3投票所における選挙管理事務にかかわった職員すべての出席を要求したことについては、参考人ではありませんので、出席ですので、させていただきたいと思います。

これは沼尻委員、現在ですか。

- 〇沼尻委員 現在です。
- 〇委員長 本日です。できれば……
- 〇町長 時間的に間に合うかい。今すぐといっても名簿とか具体的な22人のものは。

- 〇畠住民課長 沼尻委員さんに確認したいのですが、4月29日以前の転入者というのは今挙げた七ヵ所のやつですね。
- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 選管の職員桜井ですけれども、きのうの雨による災害の状況 といいますか、きのう概算報告はしたのですが、県の方からもう少し詳細に確認をしてくれという話がありまして、災害の現地状況を調査に行かせたものですから、今現場へ出てしまっているものですから、あと第3投票所の事務の従事者の方については席を外させていただいて連絡をしないと状況についてはわかりませんので。
- ○委員長 今、出席の執行部の町長、総務部長いますが、これに沼尻委員もっと質問があれば続けまして、なければ暫時休憩して出席者が来るまで待ちますが。

横田委員。

- ○横田委員 私の方からは、一つは藤代町の8月4日執行の町議選時の選挙人 名簿の一覧。それと次回で結構ですが、次回には有限会社サンライフの商業登 録縢本。
- ○委員長 横田委員からは、8月4日以前のものですか、以降ですか。
- 〇横田委員 行われたときの選挙人名簿。
- ○委員長 8月4日に行われた選挙人名簿の提出と、もう1点は有限会社サンライフの商業登記簿謄本を、これは第2回目に提出していただきたい。
- ○倉本委員 これは事務局で取るの。それとも……
- ○横田委員 だから、公務で役場の方で取れば無料で取れるから。その方がい い でしょう。
- ○委員長 その辺をよろしくお願いいたします。
- 倉本委員 何課で取るのかをはっきりしてほしい。
- ○委員長 これはどの部署で取りますか、町長。
- 〇町長 さて、どの部署かな。正式に言えば産経課になっちゃうけど、町の仕事では、あれだろうけれども。
- ○横田委員 疑惑でやっているんだから総務部でいいと思う。

- 〇委員長 篠山委員。
- 〇篠山委員 住民課長、先ほど沼尻委員の曹類の関係、これはコピーできるんですか。できなければ私にも、宮和田だけで結構ですから同じものを。
- 〇委員長 住民課長。
- 〇畠住民課長 提出できるものは委員さんすべてに。時間は少しいただきます。
- 〇委員長 長東委員。
- 〇長東委員 高須 167番地に、選挙人登録基準日 4 月29日以前に高須 167番地に転入している中で 5 月 2 日に高須 165番地に住所申請手続してあるとすれば、そのときの申請届出書を出していただきたい。
- ○委員長 住民課長、正確に記録しましたか。今の要望は。その点ひとつお願いします。提出できないものについては守秘義務があるなり何なりということで拒否して結構ですから。

町長。

- 〇町長 選挙人名簿は提出ではなくて閲覧でしょう。提出という表現を使ったが、閲覧はできるわけ。
- ○委員長 委員会に提出して、それで閲覧と……
- 〇町長 閲覧するという意味でしょう。
- ○委員長 本委員会は、現在は架空転入疑惑に対する資料の提出とそれに関する答弁を求めるための職員の出席要求がなされているわけですが、これに関連してほかの委員さんで質問のある方、この点についての質問を行っていただきたいと思います。なければ暫時休憩して職員の来場を待ちます。

それでは暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時28分再開

〇委員長 再開いたします。

まず職員の皆さんに申し渡しておきますけれども、本日出席していただいたのは職員として出席していただいたのでありまして、参考人だとかそういう意味はありませんので、緊張しないで、委員さんは検察官でもなければ裁判官でもありませんから、リラックスして質問された事項については事実について正確に答弁をしてください。

それでは質問を許します。

沼尻委員。

〇沼尻委員 第1点として伺いたいのは、第3投票所において、当日勤めの帰りなので入場券を忘れてきたという人があって、それに対して入場券を再発行したという事実があったかどうか。もし事実があったとすればそれを取り扱った事務の方に答弁を願いたいのです。

- 〇委員長 三原さん。
- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。8月4日の午後5時ごろでしたか、 4時半から5時ごろまでの間だと思うんですが、勤めの帰りで入場券は持って いないから再発行していただきたいという申し出がありましたもので、そのと き私はまず第1の受付の方をやっていました。到着番号の記載の方なんですけ れども、当然その方は勤めの帰りですもので、入場券の再発行をお願いします ということで、投票用紙交付係の先の方にお願いしたわけなんですが。そのと きに私も有権者が大分混んでいましたので……
- 〇沼尻委員 事実があったかどうかだけ答弁していただければいいですから。 あとは後で聞きます。
- 〇納税課(三原洋司君) ありました。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 事実があったことは、そういう事実があったわけだね。 それで、そうしますと三原君が一番とっつきの受付におったということです ね。それで、実際入場券を再発行した職員はどなたですか。
- ○委員長 三原君、どなたかわかっていれば答弁してください。
- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。蛯原理恵さんです。
- ○沼尻委員 蛯原理恵さんというのは、わきに座っている方ね。

では蛯原さんに伺いますけれども、そのときに本人が言った生年月日と台帳 の生年月日が違っていたという話を聞いたんですけれども、そういう事実はあ りましたか。

- 〇委員長 蛯原さん。
- 〇監理課(蛯原理恵君) 生年月日の方は、日にち以外はすべてあっていました。
- 〇委員長 違っていたのか違っていなかったのか聞かれているんだから違って

いた部分を言ってください。

沼尻委員。

- 〇沼尻委員 この投票手続の順序として、入場券を再発行してもらって、また 受付に戻ってくるわけだね。三原さんのところに戻ってくるわけでしょう。
- 〇納税課(三原洋司君) はい、そうです。
- 〇沼尻委員 そのときはどうだったんですか。生年月日と台帳の生年月日が途っていたということは、そこで気がつくようなシステムになっているんですか、なっていなかったんですか。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) それは入場券を発行する投票事務従事者は本人であるかを確認したものだと思いまして、私は当然入場券が再発行されておりますもので、それが受付の方に回ってきましたので、本人であるかどうかというのは確認したものとして私は受け付けしました。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 それを確認する術というのは、例えば三原さんの一番とっつきの 受付事務のところでは台帳とつきあわせることはできないわけですか。そこに 台帳は置いていないわけですか。ただ受付だけ……
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 私のところには台帳はないです。
- 〇沼尻委員 では三原君はそこでは気がつかなかったと。正式に手続を踏んで 入場券を再発行したものとして受け付けたと。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) はい、そうです。
- 〇沼尻委員 そうすると、その生年月日が違っていたということをどこで気がついたんですか、その後に。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) それは本人であるかというものは住所氏名まではあったのですが、生年月日がちょっと違うと。 5 日か10日ぐらいのずれがあったと思うので、それは私は受付をやりながら耳に入ったわけなんですが。でも今までも男女の性別の違いは台帳の中でありましたもので、その辺はきちんとしておかなければということで。そのぐらいで当然入場券は再発行されてきまし

たので、それはそのまま受け付けしたわけです。

- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 そうすると、その日のその時点で既にそういう話を三原君は聞いていたわけですよね。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) そうです。
- ○沼尻委員 それはその後、そのままになってしまったわけですか。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 入場券が当然、前にもお話ししましたように私ども の方へ来ましたので、これは本人であるという確信を持って、私はそれをその まま受け付けしまして通しました。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 その後、このままではまずいということで、その本人かどうか確かめてみたという話も聞いているんですけれども、これはだれがやったのですか。いつの時点でやったんですか。わかっている人がいたら答弁してください。
- ○委員長 わかっていれば三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 8月4日の投票事務終了しまして、帰宅しまして、 翌朝8月5日午前8時半を回りましてすぐ私が住民課の方へ、4日の日のその 方のメモを私も持っておりましたので、そのほか二つぐらい地番が異なったも のがありましたもので、その二つとその生年月日の件がありましたので、それ は住民課の方へ行って調べてもらったわけなんですが。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 今地番が違っていたという話が出たんですけれども、地番が違っていたのも何人かいたんですか。

(1))))

- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 大変申しわけありませんでした。名前が違っていた のがありましたもので、それと一緒に住民課でやりました。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 名前が違っていたというのは、入場券と台帳と違っていたんですか。どういうふうに違っていたんですか。
- 〇委員長 蛇原君。

- ○監理課(蛯原理恵君) 発音の違いだと思うんですが、前回にも訂正を申し入れたらしいんですが、名前の漢字が1字だけ、女の方で違っていただけで、 美智子でしたら美しいの美と、ともというのと違うような感じでの違いです。
- 〇委員長 沼尻委員。
- ○沼尻委員 住民課へ行って確かめて、これは確かに生年月日が日にちが遠っているということがわかったので、本人の家へ電話をしたと。その本人の家へ電話したのはいつですか。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。8月5日午前10時ごろだと思います。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 その結果どうだったんですか。その結果について報告お願いします。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 電話いたしましたところ、本人のお母さんが出まして、本人は当日海水浴に出かけたから投票はしておりませんという意味でした。
- 〇委員長 沼尻委員。
- ○沼尻委員 それは選管の方へは報告しましたか。
- 〇納税課(三原洋司君) それは部長にはお話申し上げませんでしたけれども、 担当者の桜井君に話しました。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 桜井君来ているのか。
- 〇委員長 来ていません。
- 〇沼尻委員 では私はこれでいいです。
- 〇委員長 横田委員。
- 〇横田委員 選管書記長にお伺いするわけですが、入場券がなくて投票に来られた有権者に入場券を再発行したと。そのときに選挙人名簿の生年月日と本人かどうかを確認していただくために申し出た生年月日が違っていたという場合の措置として、どのように対処するのが正しいやり方ですか。
- 〇委員長 部長。
- 〇秋田総務部長 お答え申し上げます。入場券の再発行の手続の問題ですね。 これはさっきも担当の方からありましたけれども、入場券をお忘れになった

方も中にはおりますので、その場合は住所、氏名、生年月日をお伺いしております。それで、名簿を担当者は持っていますから、かなり混み合うと思いますので、選挙人の多いところは1冊余分にお渡しして、そういう事務処理ができ るような形をとっております。そういうことで確認をした上で再発行している。

仮にこれが疑義があったとするならば、当然、この選挙に入る前に投票管理者と事務従事者の説明会を行っております。その後に、8月4日投票ですから前日に投票所の準備行為を事務従事者、職員で行っております。そのときにもお話ししたんですけれども、今回の選挙については身近な選挙であると、非常に放戦で戦っているから、いろんな問題があったときは本部の方に連絡をしてくださいというお話をしてこの選挙に入りました。

当然、今のような疑義があったとするならば、本部に連絡をしていただいたとするならば、当然、投票所には仮投票用の封筒もおわたししております。そういうものの処理の仕方というものの指導も本部としてはできたと思っております。そういう報告があれば当然仮投票でさせておいて、本部の方と受付でご面識のある方と一緒にその方を尋ねて確認行為をしていく。それで選挙会へ、開票事務のところで習頭にその話を開票立会人の方に説明をし、受理するかどうかの内容をきちんと説明して入っていくのが基本だと思いますので、そのように考えています。

- 〇委員長 横田委員。
- ○横田委員 ではもう一度確認しますけれども、生年月日が違っていたというような場合には、仮投票をさせるという形で処理するというのが正しいやり方と理解してよろしいですか。

(1:)

- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 生年月日が完全に、そのときの状況もあると思うんですけれ ども、一般的にはそういうもので疑義が、本人かどうかという確認しがたいも のだったとするならば、当然本部に連絡をしていただいて本部の指示を受けて いただくのが当然だと思います。
- 〇委員長 横田委員。
- 〇横田委員 では三原君にお伺いしますけれども、投票翌日、この選挙人名簿 に登載された人のところに電話をしたわけですね。
- 〇納税課(三原洋司君) そのとおりです。

- 〇横田委員 目的はどういう目的で。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) それは以前私も選挙事務をやっておりまして、やはり先ほどお話ありましたように男女の性別の違いとか番地の違いがありましたもので、選挙人名簿台帳そのものを少しでもきちんとしておきたいということで。
- 〇委員長 愈持委員。
- 〇倉持委員 二つほど聞きたいんですが、一つは、事実として生年月日の日にちが、本人が申した日にちと選挙人名簿に記載されてある日にちに5日間くらいのずれがあったけれども、これは大事なことになってくると思うんですが、入場券を再発行して投票させたという事実が出てきているわけですが、以前、選挙人名簿の中にも台帳の不備があり、男女の別が違っていたのが幾つかあったという報告がされたんですが、やはり以前の選挙でもそういうのが何件かあったわけですか。本当に間違いで事務的なミスで男女というのは違っていたのだと思うんですが、そういうのが以前あったわけですか。
- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 これは第3投票ということではなくて全体ということですね。
- 〇倉持委員 全体です。
- 〇秋田総務部長 私、選挙事務担当してまだ日浅いんですけれども、私が実施してきた中でこういう報告を受けたのはないんですけれども、さっきも名前の違いで出てきましたけれども、以前は片仮名で電算に入っていたんですね。それで住民票から漢字で直していったんですが、どうしても入力するときは手作業なものですから、字の違いとか何とかあって投票ごとに、私の名前違うぞと、漢字にしてからね。こういう字だよということで修正をしてきておりました。そういうことでさっき字の違いの問題が出たのかなと思うんですが。

性別の違い……、コンピューターといっても最初に入力していくのは手作業で入れていくんですけれども、かなり長い期間電算でやっていますので性別の違いというのはまずないのではないかと思うんですけれども。

また、生年月日等の違いについても、電算に投入した最初のころはそういうものもあったのかもしれませんけれども、長い期間電算で行っていますから、そういう違いというのはないと私は思っているんですけど。

中には、それでも男女の違い、入力するときのミスが出てきたものもあるかもわからないですが、私はそういうミスというのはないんじゃないかと。そのデータというのは選挙管理委員会で入れているデータではないんですね、住民基本合帳に基づいた住民票に基づいたもので入力していますから、まずそういう間違いというのはないんじゃないかと思っているんですけれども。

○ 倉持委員 以前、選挙の事務に従事していた三原さんの方では、過去にもそういうのがあったから、今度もちょっとしたそういう事務取り扱い上のミスではないかということで、そういう再発行の手続をとってしまったような感じになっていると思うんですが。

そこで三原さんにお辱ねしたいんですが、そのときに先ほど蛯原理恵さんとのやりとりを聞いていたと、小耳にはさんで聞こえたということだったんですが、そのときに、以前、総務課にいて選挙の事務に従事した一人として、5日間のずれがあったことに対して、例えば指導みたいな形でもう一度再確認よくした方がいいのではないかというようなアドバイスというのは全然しなかったんですか。

- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 私もそこで受け付けの際に、先ほどもお話しましたが、住所氏名と生年月日、生年月日の誤差というものについては、入場券を発行する際に当たっては先ほど部長からお話がありましたように仮投票、もしくは免許証でもあれば免許証確認を……
- 〇委員長 暫時休憩。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

- 〇委員長 再開します。
- ○納税課(三原洋司君) アドバイスしたような記憶はないと思います。
- ○倉持委員 わかりました。

それと三原さんにお尋ねしたいんですか、先ほど、選挙が終わった翌日の8月5日午前10時ごろ、その本人の宅へ確認の電話を入れ、そしてお母さんから、当日は海水浴に行っていた旨の返答があったということなので、その事実関係を担当者の桜井君に報告したという話をしたんですが、その担当者の桜井君に

報告をした日にちは何日になっていますか。

- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。8月5日だと思います。
- 〇倉持委員 以上です。
- 〇委員長 吉岡委員。
- 〇吉岡委員 三原さんにお尋ねいたします。後日確認したというのは、その時点では疑義があったから後日確認したんですね。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。そのときは疑義とかではなく、あくまでも選挙人名簿の……。
- 〇吉岡委員 疑義があったかないか。
- 〇納税課(三原洋司君) それは疑義ありません。
- 〇委員長 吉岡委員。
- 〇吉岡委員 後日確認したのは、いつ疑義が生じたわけですか。
- 〇委員長 三原君。

三原君、何を聞かれたか理解できないときは再質問してもらっていいですから。何を聞かれたかわからないときは。

- 〇納税課(三原洋司君) すみません、もう一度お願いします。
- 〇吉岡委員、最初から言います。後日確認したというのは、疑義があったから 確認したんですね。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。そうではありません。
- 〇委員長 吉岡委員、疑義じゃなくて、事務処理上の手違いがあっては困るからということで確認したと先ほど答弁していますから。
- 〇吉岡委員 そうしますと疑義がなくても……、大抵確認するのは疑義があるから、事務処理上遺憾な点を残してはいけないから確認するのだと思うんですが。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課(三原洋司君) 私はそういう意味でお電話したわけではありません。
- 〇委員長 吉岡委員。
- 〇吉岡委員 そうしますと、確認したのはどなたかの上司の指示ですか。それ

と、確認した後、それは本部へは報告してありますか。

- ○納税課(三原洋司君) お答えします。それは私自身の判断でやったものであります。また、上司には連絡をとっておりません。
- 〇委員長 暫時休憩。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

〇委員長 再開します。

吉岡さんの質問はなぜ報告しなかったのかと、指示がなかったんだけれども、 自発的にやったんだけれども、自発的にやった後の報告をなぜ上司にしなかっ たんだという質問です。

- 〇納税課(三原洋司君) お答えします。私もこのような結果になろうとは思いませんでしたので、そんなに深くは考えていませんでした。
- 〇委員長 吉岡委員。
- 〇吉岡委員 事務処理上に遺憾な点が出てきてはまずいと思って確認したわけですね。
- 〇納税課(三原洋司君) はい、そうです。
- 〇吉岡委員 そういう場合、遺憾な点が出てきては困るというのは疑義じゃな いんですか。
- 〇委員長 三原君。
- 〇納税課 (三原洋司君) それは、そういうことはありません。
- 〇委員長 篠山委員。
- 〇篠山委員 蛯原さん、有権者が一番先に入って一番先に受け付けするのはどなたですか、蛯原さんですか。
- 〇委員長 三原さん。

総務部長。

〇秋田総務部長 この投票所の中での事務の分担ですけれども、かなりあそこは有権者も多いですし投票率も高いですし、1人の方がすべて1日そこに座りっ切りということでやっていかないで、多分、事務受付とかそういうものを交代で、皆さんでローテーション組みながら事務の受け付け体制をとっていたと思うんですが。

- 〇委員長 篠山委員。
- ○篠山委員 あそこの責任者は宇都野君ですよね。ちょっとお尋ねしたいんですけれども、第3投票所に投票に来た方で受け付けした時点で、もうあなたは投票済みですよと、そういう人は何人かいませんでしたか。
- 〇委員長 字都野君。
- 〇公民館長(宇都野隆司君) 私の記憶ではございません。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 蛯原さんにお尋ねします。生年月日が大体5日ぐらいずれてあったということが一応わかったわけですね、それをどなたかに相談されましたか。
- 〇委員長 蛯原君。
- 〇監理課(蛯原理恵君) はい、しました。
- 〇松永委員 だれに相談されましたか。
- ○監理課(蛯原理恵君) 記憶はないんですけれども、両隣にいた方と、多分全員がわかったと思うんですよね、事務やっていた方。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 隣にいた方というのはどなたですか。
- ○委員長 蛯原君。記憶がないと言っていますが。
- 〇監理課(蛯原理恵君) ちょっと……何度もかわりましたので。それで発行したのがそれだけではなくほかにもあったと思いましたので、ちょっと定かには覚えていないんですが。
- 〇委貴長 松永委員。
- 〇松永委員・相談された方の回答はどういう回答だったんですか。
- 〇委員長 蛯原君。

(*)m

- 〇監理課(蛯原理恵君) 発行したということなので、発行してもよいということだと思うんですが。
- 〇委員長 ただいままでの質問は、当初は架空転入疑惑だったんですが、軌道が変更しまして不正投票の方に話が移行してきておりますので、その辺のところを重点的にやっていただきたいと思います。 替類が来るまでは不正投票の疑惑に関する質疑を続行いたします。

倉持委員。

〇 倉持委員 蛯原さんにちょっとお尋ねします。もうみんな仕事があるだろう

から、聞くだけ聞いたら終わりにしますから。

再発行はその方1人ではなく何人かいたのでということだったのですが、ほかの方で住所、氏名、生年月日等が違ってはだれもいなかったわけですね、再 発行した方。

- 〇委員長 蛯原君。
- 〇監理課(蛯原理恵君) 再発行をしたのはほかの方もいたと思うのですが、 私の記憶する限りでは大丈夫でした。
- 倉持委員 それで、当日、第 3 投票所管内で入場券の再発行をした方という のは大体何人くらいいたのですか。 概算でいいです。 記憶になければ。
- ○委員長 選挙管理者かな、そのトータルがわかるのは……。 字都野さんわかりませんか。
- 〇公民館長(宇都野隆司君) 3名ぐらいだったと記憶しておりますけれども。
- 倉持委員 3名くらいね、はいわかりました。
- 〇委員長 横田委員。
- 〇横田委員 再発行された入場券は、今現在保管されていますか。
- . 〇委員長 総務部長。
 - 〇秋田総務部長 保管してございます。
 - 〇委員長: 横田委員。
 - ○横田委員 名前は現在のところ、この委員会で明らかにすることが可能かど うか、その点については書記長にお伺いしたいのですが。

それと、証拠になるものとしては選挙人名簿の台帳と再発行した入場券。再発行した入場券には、当然生年月日が入っているわけですね。当然その違いがあると思うのですが、それを確認をしたい。

- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 ちょっと理解できなかったのですが、再発行した入場券を提出せよということですか。
- 〇横田委員 再発行した入場券だけでは違いの確認ができないから、台帳と照合しなければならない。
- 〇秋田総務部長 個人名になってしまいますが、それを出したときの公選法の 解釈の問題ですか。
- 〇横田委員 はい。

〇秋田総務部長 その辺になりますと、この前もちょっとお話しましたけれども、公選挙法の52条の秘密の保持に抵触してくるのではないかと思うのですけれども。

〇委員長 横田委員。

〇横田委員 先ほど休憩中に町長とも、今度の真相究明に当たって町長にお願いということで、代表者会議にも町長の出席を求めて、必要な聲類の提出の協力を要請したのですが、先ほども沼尻議員とのやりとりの中で公選法の解釈上の問題で、実際に不正の疑いがあるというような判断ができた場合は、この証拠になる普類の提出も可能だというふうに私は判断するわけですけれども、その点はどうでしょうか。

〇委員長 総務部長。

〇秋田総務部長 私ども公務員ですから、やはり公職選挙法なり法を遵守していかなくてはならないと思うのですけれども、総体的な人数とかそういうものでしたらば特定の方はわかりませんので後で出てくるとは思うのですけれども、こういう個人名については、ちょっと秘密の保持に抵触してくるのではないかと思うものですから。その当時者になるのは皆さん方ではなくて私本人のものになってきますので、その辺はご理解いただきたいと思うのですが。

〇委員長 暫時休憩。

午前11時02分休憩

午前11時12分再開

○委員長 再開します。松永委員。

(i)) (iii)

〇松永委員 当日、投票所の責任者は宇都野さんですね。宇都野さんにお伺い しますが、その再発行の件について確認して、それをだれかに相談をかけられ

ましたか、職員から。 〇委員長 字都野君。

〇公民館長(宇都野隆司君) 相談というよりも、先ほど休憩中に申しましたように、これまでも投票事務、私も入った当初からずっとやっております。その中で、投票やっているときに性別の間違い、名前の間違い等がありました。

そういう形で途中で日にちが違うとか、それからちょっとした間違いは選挙人

名簿ですか、いつもあるのですよねという話の中で、そのままうやむやに投票をしたような感じがしたのです。正式に相談というのは記憶にないのですが…

私も投票する最初の方はわからなかったのですが、投票する段階のあたりからそういう形で、私もそこで實任者として確認すればよかったのですが、そのまま確認をせずにやってしまったということは事実です。

- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 そうすると全然、これは生年月日が違っているのだけれどもどう しましょうかというような相談はなかったですね、どうしますかというような 相談はなかったのですか。
- 〇公民館長(宇都野隆司君) 記憶にないです。
- ○倉持委員 これは選挙事務に携わった人を費めているわけではないからね。 さっき委員長が言ったように堅くならないでお願いします。
- ○委員長 ほかに職員の皆さんに質問がなけば退席を願いますけれども、よろ しいですか。

それでは、どうもお疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。また何かあったときにはよろしくご協力お願いします。

暫時休憩。

午前11時14分休憩

午前11時22分再開

〇委員長 それでは再開いたします。

執行部からの資料提出は午前中、12時までには間に合いませんので、それ以外の質疑がないということでございますので、本日はこれにて打ち切りたいと思います。

その前に、先ほど第3投票所における3人の再発行分については守秘義務の 関連で執行部からはその資料は提出できないということになっておりますので、 了解するのなら了解したと、保留するのならば留保するという形で委員会の方 としても取り扱い方を、態度表明だけは一応しておいていただきたいのですが。

〔「留保」と呼ぶ者あり〕.

○委員長 留保ですね。それについては留保ということで了解はまだしないと

いうことでございます。

いろいろお忙しいところ重要な特別委員会に慎重審議をいただきましてありがとうこざいました。

本日はこれにて閉じますけれども、次回は9月27日、午前10時より全員協議会室で行いますので、全員の出席をお願いいたします。

. 執行部からのご協力も改めてお願いいたしまして閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時24分閉会

上記は会議の顚末を記載しその相違ないことを証明するためここに署名する。

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員会

委 員 長

也度然憑豐

第3回 9月27日

U.

. 1 平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑 及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会

〇招 集 日 時 平成3年9月27日(金) 午前10時

〇招 集 場 所 議会全員協議会室

〇出 席 委 員

委員長 西尾 紘昭

副委員長 倉持 光男

委 員 篠山 治夫

委 員 長東 秀臣

委 員 吉岡 茂

委員 松永 実

委 員 横田 千之

委 員 沼尻 守

〇欠 席 委 員

なし

〇出 席 説 明 員

 町
 長
 吉田 久夫

 総務部長兼庶務課長
 秋田 昭一

 住 民 課 長 畠 昭男

 住 民 課 長 補 佐 松沢 正光

〇職務のため出席した者

 議
 長
 坂本
 守

 事
 務
 局
 長
 久保田大紀

 係
 長
 染谷
 二郎

 係
 長
 坂本
 俊光

〇審 査 の 経 過

午前10時15分開会

〇委員長 地方自治法第98条に基づく特別委員会を開きます。

本日は、20日に引き続きまして3回目でございまして、去る20日に提出要求 がありました資料が執行部より提出されております。

委員の出席はすべて見えておりまして、定足数を十分に満たしておりますの

で成立いたしております。

それでは、本日審議を始める前に、20日に提出要求されました資料の提出方につきまして執行部から説明を伺いたいと思います。

住民課長、お願いいたします。

○畠住民課長 それでは、資料についてご説明を申し上げます。

一番上に委員会提出資料ということで、それぞれ地番、転入先のところがございます。それに伴って個票が全部ついていると思います。例えば一番上の資料の1の1ということは、参考資料の一番上から番号になっておりますので、その者にかかわる転入、それから住所修正、それから転出、そういう順に並んでおりますので、そのようにご参照願いたいと思います。

○委員長 それと、20日に提出依頼がありましたのは、サンライフの商業登記 簿謄本ですが、これについて提出されておりませんので部長の方から説明して もらいます。

〇秋田総務部長 サンライフの商業登記簿謄本ということでございますが、私 ども選挙管理委員会として、この登記簿謄本の取り寄せについて必要性がない わけでございますので、謄本の取り下げはしてございません。

〇委員長 これにつきましては、選挙管理委員会としては資料収集の対象外であるということの説明がありましたので、登記簿謄本に関しましては第三者が常に閲覧可能ですし、取り寄せることができますので、委員会の方で取り寄せるようにしたほうがいいのではないかと思いますので、そういうことでひとつご了解をお願いします。

もう1点は、8月4日町議選の選挙人名簿、8月4日以降に転出されたやつは出ているのですが……。

今、事務局の方から、サンライフの商業登記簿謄本につきましては、委員会の方としても取り寄せることは98条の権限外であるというふうに県の方から指導を受けているということでございますので、委員のメンバーの方々が個人で取り寄せるということにして、それを資料としてやっていきたいと思います。訂正いたします。

〇篠山委員 始まる前にちょっと。住民課長、資料の5の1、8の1、13の1、 この中で番地が掛き直し訂正されているんですよ。例えば5の1を見てもらえば、大字浜田 167番地となっているのを訂正して高須になっているわけです。 この訂正はどちらがやったんですか、町がやったんですか、本人が……。

- 〇畠住民課長 これは転入の際にプリンターで打ち込みますから、私どもの方で浜田と打ち込んで、本人に確認してもらうわけです。 そのときに、いやこれは浜田でなく高須だと、単なるプリンターのミスであると私どもは見ています。
- 〇篠山委員 そうすると、全部そうですか。
- ○畠住民課長 もちろんその場で高須に直しています。
- 〇委員長 ちょっと篠山さん待ってくれますか、実質的な質疑だから。これからきょうの審議の進め方を全体的に協議したいものですから。
- 〇篠山委員 開会したんじゃないんだ。
- ○委員長 開会したけれども、手順をもう少し詳細に打ち合せをしたいので、 人の問題もあるし。そういうことで、それは一番最優先で後からやりますから。 暫時休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時47分再開

- ○委員長 それでは再開いたします。
- 〇長東委員 選管事務局長に伺うんですが、不正転入の疑いがあったと指摘された7カ所の転入住民のリストをいただいたわけです。資料番号から見ると30あるんですが、実質33名、そのうち7月1日に資料ナンバー2の男子が転出している。したがいまして、残りの32名はすべて藤代町の町議会議員の選挙の投票日には藤代町民として該当しているわけですね。いずれも転入が、ほとんどが22日から25日、1人が26日に行われているという状況ですから、選挙人登録名簿基準日4月29日以前であると。したがってすべて有権者である。投票されているのはこのうち、番号でいいんですが、何人いて、そしてこの番号で何番と何番が投票したか答えられますか。
- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 この資料提出は選管からではありません。住民基本台帳法に基づいた……。
- 〇長東委員 ですから、これに基づいて投票された方はどうだということを聞いているんです。
- ○秋田総務部長 ですから、選管からの提出ではないということだけご理解い

ただきたいと思います。

これに基づいて何番がということになりますと、後で選挙人名簿の提出なり何なり出てくるのではないかと思います。それと突合していきますと個人名が出てくると思います。それは差し控えさせていただきます。個人名についてはプライバシーの問題がありますのでひとつ……。

〇長東委員 これは住民基本台帳に基づいて出されている、当然ながら基準日で該当するわけですから、少なくともだれが考えても有権者名簿に名前が載っているのではなかろうかと判断した上で、当然これらが該当しているか、該当していないか。選挙人名簿に載っているかどうかということわかるでしょう。そういう前提を踏まえてお調べになっていると思いますから、投票されている方についてご報告してもらいたい。

〇委員長 総務部長。

〇秋田総務部長 住民基本台帳法に基づいて選挙人名簿というのは調整していますから、4月29日以前に転入された方については選挙人名簿に登載されていると思います。

その中で、投票したかどうかということですよね。そうすると、だれがになってきますので……。

- 〇長東委員 番号でわかるでしょう。
- 〇秋田総務部長 番号でわかるということは、後で選挙人名簿の問題出てきますよね、多分。選挙人名簿出してくださいよという言い方していると思います。 そうすると、番号でやっても住所から引っ張っていけばだれだという言い方が 出てきますので、個人名については私の方差し控えさせていただきたいと思います。
- 〇委員長 長東委員。
- 〇長東委員 もう一つ。逆に聞きますが、この33名のうち、7月1日付で1人 転出している方を除いて、32名の方は選挙人名簿に載っていましたか、載って いませんでしたか。
- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 住民基本台帳法に基づいて処理をしてございますから、選挙 人名簿に登載してございます。
- 〇長東委員 登載しているとすれば、その登載している方の何人が投票されま

したか。

- ○秋田総務部長 それはまだ調査してございませんので、そういう要求がありますれば、総数だけのご報告は……。
- 〇長東委員 委員長、大至急これ報告してもらいたい。
- ○沼尻委員 これは、この間要求しておいたはずだよ。
- ○秋田総務部長 いいえ、選挙管理委員会には出てきておりません。
- ○委員長 今の問題については、終わってからの話だったんじゃないかと。私の記憶では委員会の会議中にはそれは出てなかったと思いますので、そういう方向づけでやりたいという意見が、委員さんの中からも大勢あったように記憶しております。正式の会議の席上ではなかったと思います。

長東委員。

- 〇長東委員 それでは、早急にこの32名について投票したかどうか、そして32 人のうち何人投票しているかという事実を報告を求めます。そうでないと先へ 進まない。
- 〇委員長 部長、それはすぐできますか。
- 〇秋田総務部長 担当に調べさせますけれども、総数だけでよろしいですね。
- 〇長東委員 とりあえず、総数でいい。
- 〇秋田総務部長 個人名についてはご勘弁いただきたいと思います。
- 一応、そういうことでプライバシーの問題ありますので、先ほども住民課長からありましたように、私どもあくまでも事務吏員でございます。
- 〇委員長 長東委員。
- 〇長東委員 つけ加えますが、籐代 165番地にいる?人のうち転出 1 人除いた6 人のうち何人か、宮和田 915番地の?の6 人のうち何人か、新川 143番地の7 人のうち何人か、双葉 2 丁目23番地11号の2 人のうち何人か、小浮気 790番地の2の3人のうち何人か、地番ごと報告してもらいたい。
- 〇委員長 総務部長。
- 〇秋田総務部長 それは個人名を公表するに等しいことだと思いますので、総 数だけにとどめさせていただきたいと思います。
- 〇長東委員 個人名わからないじゃないの。
- ○秋田総務部長 個人名わからないかどうかわかりませんけれども、過去に選挙人名簿の閲覧もしてございますし、私、総務委員会のときも資料もらってお

りますので、お名前も理解してしているわけですから、そういう面でのことからいくと、ブライバシーが非常に微妙に引っかかってくると思いますので、総数だけにとどめさせていただきたいと思います。

○ 篠山委員 今、総務部長が持っている委員会でのコピー一部ずつみんなに、 持ってない人に配付してもらえばいい。

〇委員長 暫時休憩。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

〇委員長 再開します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

〇委員長 再開します。

○倉持委員 住民課長にお尋ねしたいんですが、98条の審類検査の中で、先ほども何回も質問が出されているんですけれども、氏名と……、上に届出人という欄があるんですが、それも消してある。長東議員からは前回、沼尻議員だったかな……、委任状だったらその委任状による届け出の人も公表しろということだったんですが、それも出されていないという形になると、これは実質審議できない状態になってくるわけです。

実質審議ができない状態の中で特別委員会開いても無意味になってしまうので、当然これは 100条委員会を設置して、わかっている住所番地の世帯主を証人として喚問しなければならない状況になってくると思うんです。これでは本当に我々何のために98条の委員会を設置したのか、少なくとも個人名くらいは、幾ら住民基本台帳法にのっとった形でだめだと言っているけれども、個人名の公表は私は必ずしもだめという判断には至らないんじゃないかなと。住民基本台帳法の中でどうしても今守られなければならない問題なんていうのは、やはり戸籍の問題とか転出先の住所を公表しろというような形になるとなかなか難しいかもしれないけれども、今現在、転入転出してしまった人の個人名、ある

いはその人が委任状による届け出をしたのか、本人届け出をしたのかという点は、秘密の保持に値しないのではないかという気がするんだけれども、そこらのところ、もしどうしても住民課長がだめだということであれば、私があえて個人でもって県の方の見解をただしていきたいと思うんだけれども、これ課長どうなんですか。

- 〇委員長 課長。
- 〇畠住民課長 この届け書の中で委任状はありません。これは一番最初にお答えいたします。委任状はありません。あれば持ってくる……。
- ○倉本委員 22番にあります。
- 〇畠住民課長 22番1通だけですね。一人のみであとはありません。

今、この疑惑がかかっているものについて個人名、あるいは住民票等の発行 については差し控えるべきという明確な県の方の指示でございますので、その ようにお答えいたします。

〇委員長 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

- ○委員長 再開します。質問どうぞ。
- 〇横田委員 茨城県の地方課のだれという人ですか。
- ○畠住民課長 行政グループの鈴木氏でございます。
- 〇横田委員 名前はわかりますか。
- 〇畠住民課長 名前までわかりませんが、恐らくその方だけだと思います。
- 〇委員長 愤田委員。
- 〇横田委員 それと、沼尻議員が資料を要求したときに、この7ヵ所の地番について何人あったのかということで資料提出を求めたわけですけれども、これだけですか。
- 〇委員長 住民課長。
- 〇島住民課長 この前の委員会のときに地番をおっしゃった、小浮気ですか、 ここまでは前からわかっておりましたが、その後、山王と宮和田、それから小 浮気、この地番のものを転入転出について資料を出しなさいということでした ので、この地番で拾っていった限りではこの人数です。

- 〇横田委員 それしかない、間違いないか。
- ○畠住民課長 この地番にはこの人しかいないということです。
- 〇横田委員 それは質任持って言えますか。
- 〇畠住民課長 これは機械で打ち出しているんですから、この地番にはこの人 数しかいないということです。
- ○畠住民課長 費任持ちます。この地番にはこれしかいないです。
- 〇委員長 取り調べでも何でもないから、普通の委員会の質疑応答と同じだから、そういうつもりでお互いに話し合ったほうが話しやすいだろうと思いますので……。

横田委員。

○横田委員 住民基本台帳法に基づいて適正に行わなければならないし、また疑いがあったときには調査をしなければならないということになっているわけですよ。法に基づいて一定調査をしたわけですね。それで、調査の結果については、この特別委員会でもまだ聞いてないわけですよ。その調査のこれまでの結果については、一応報告していただいたほうがいいのではないかと思うんです。

さらに、私はこれまで執行部の姿勢についてたびたび発言しているんですけれども、やはり正しいかどうかを解明する資任があるんですよ。ですから、ただ型どおり聞き取り調査をやりましたと、それで、住んでいないという人はいませんでしたというだけでは報告にならないんですよね、実際に。

ざっくはらんに言えば、今度の問題については、状況証拠として、その地元 に行けば、これが架空転入であったなんてことはみんな、百人中百人みんなそ う思っているわけなんです。ただ立場上、私の口から住んでいませんでしたと は言えないと、知らないという形でみんな逃げちゃうというだけの話なんです よ。

ですから実際に、課長なら課長、職員なら職員が同行して行って現況を見れば、私は常識的に考えて、何の問題がなかったと判断をすること自体が困難だと思うんですよ。

だから、まずこれまでの調査の結果について、どのように調査をし、どのように判断をしているかは、正式にこの委員会の席上で発表してもらったほうが

いいんじゃないかと思うんです。

- ○委員長 住民課長、質問に対して正確にご答弁をお願いします。
- ○畠住民課長 お答えいたします。

調査をしたのは、高須の 165番地、宮和田の 915の7、新川の 143番地、もう1カ所、双葉2丁目23番11号、この4カ所にのみ現在は調査をしているところです。あとの3カ所出てきたのについては、まだ聞き取り調査も行っておりません。順序をただして説明してまいります。

まず、高須の 165番地、ここのところに 6 人が転入したということで、これは 9 月 2 日に、私、畠 昭男、住民記録係長の菱沼彰子、選挙管理委員会の書記長である秋田昭一、同書記の塚本静夫、この 4 名で転入先と思われる 4 カ所の、事業をしておりましたので、事業主と私はここで表現させてもらいますが、お会いしています。

本人の話では、高須の場合には、ご主人とその方の長男と同席をしておりました。聞き取り調査をしていく中で、住み始めたのは4月ごろだと思うということで、仕事の内容についてはアルバイトとして手伝っていただいたということです。これからもまた忙しくなれば来ていただきたいという話でした。

これに伴う周辺の聞き取り調査もしなさいということになっておりますので、 距離にして 100メーター以内、この住民に当たったわけですが、1人の方は、 常に人の出入りの多い家なので全くその人がそこに寝泊まりしていたかどうか はわからないと。常に人の出入りが多いのでそこに住んでいたかどうかまでは わからないと。もう1人の方は、特に気にとめることもなかったのでわからな い。それともう1人、これは 100メーター以内でございません、比較的地域に 明るい方を私の方でお邪魔をさせていただいて、これは 9月5日でございます、 2日の件ではございません。この方についても、かなり離れておりますが職業 上でよく知っていると思われる方なので行ったわけですが、わからないという ことです。これが高須の聞き取り調査でございます。

それから、次の宮和田 915番地の7、この方もやはり大家さんといいますか、この転入先のご主人と、先ほど申し上げました4人で9月2日に聞き取り調査を行っております。このときはだんなさんがちょうど夜勤明けでおりまして、確かに私のところでもこれだけの人がいたということでございます。

周辺の聞き取りなんですが、これも全部 100メーター以内ということで、こ

の人については 1 人はごく近所の方でございますが、余り気にしていなかった のでわからないということです。それからもう 1 人の方は、職業柄その地域に 非常に精通している方にお会いしたわけですが、私は前を通ったりなんか余り ないので、そこに住んでいたかどうかまではわからないと。周辺の聞き取りに ついては、選挙管理委員会の審記長と審記の塚本静夫が同行しておりません。

それから新川の 143番地、ここにつきましては事業主、事務所でございますから、そこに行ってお聞きしましたところ、確かに知人から頼まれて部屋を貸したということです。間違いありませんねということで、これは書記長ともども確認しております。

周辺の方の話を聞いたわけでございますが、周辺の話はすべて私と変沼でございます。 1 軒の方は、距離にして50メーターくらいだと思いますが、特に気にもしていなかったけれども電気等がついておりましたよと。それからもう 1 軒の方については、いやあ、おれはそこまで気がつかないのでわからないということでございます。

それから双葉の2丁目23番11号、この方については一番最初に9月2日に行ったときには、これば事業主といったほうが早いと思うのですが、双葉については。2日に選挙管理委員会と同行して行ったときには、若い事務員さん1人事務をとっていたわけです。その方に話を聞いたところが、泊まっていたかどうか私はわからないと。朝早く出て夜遅く帰ってくるから、その時間に私はいないのでちょっとわかりませんということで、その場は帰ってきました。

その後に、日にちを申し上げなければなりませんので申し上げますが、どうしても聞き取り調査を行わなければならないということで9月10日、その前から私どもの方でその事業主の方とお会いしたいということで事務員さんに連絡をとって、私どもの方に来てくれるなり、自宅の方に来てくれということなら行きますから連絡をしてくれと頼んでおきましたところ、9月10日、事業主の方から電話が私のところにございまして、確かにこの2名については私の家にいたと。1人はアルバイト、1人は社員で使っておりましたと。これは電話でございます。

ただ電話でしたので、どうしてもお会いしたいということで、その後、10日 の午後行きましたところが、事業主の奥さんがおりまして、確かに1人につい ては事務所の2階に住んでいると。ただし私は余り来ないので名前まではわか らないと、住んでいることは間違いないとはっきりとおっしゃっておりました。もう1人の方につきましては、ちょうど家主さんが竜ケ崎に転出をなさったわけです。あるアパートを借りて事業所から50メーターぐらいのアパートに入っていたわけでございます。その方が転出した後に、ちょうど3世帯入るアパートです、下が2世帯、上が1世帯入るアパートでございまして、この家主の方が竜ケ崎に転出したので、自分の入っていたアパートの1室を従業員である者に貸してあるということで話がありましたので、そのアパートへ私と菱沼で参りました。下が2部屋、上が1部屋1世帯ですけれども、わきの人に聞こうと思って、若い奥さんいたのですが、私も今引っ越してきたばかりで、わきの方はちょっとわからないと。それで上に行って聞いたわけですが、これも若い奥さんで子供さんあやしながらいたわけですが、確かに1人男の若い方が住んでおります、私は何遍もあいさつ等は交わしていますが、名前まではちょっとわからないと。若い男の方が住んでいることは住んでいますというお話でした。

- 〇委員長 横田委員。
- ○横田委員 いつごろまでに調査を終わらせて結論を出すのですか。

これが今までの調査の内容でございます。以上です。

- 〇委員長 課長。
- 〇畠住民課長 私どもの方は毎日電話をしているわけですが、転入先と見られる方に電話をして転出先の住所とか、私の方で見てもわかりますが、お会いしたいということで連絡をしているわけです。きのうもけさも会ってもいいという電話がかかってきているんですが、ただ勤めの関係で日中なかなか会えないということなんです。ですから、うちの方は夜でも祭日でも日曜でもいっさいから、とにかくあなたの方で指定してくれた場所でもいいですし、また役所に来てお会いしてくれてもどちらでも結構ですからということで話してあるんですが、いつごろまでに終わらすかということになりますと、これは相手のあることでございますので。私の方は毎日でもその所に行ってお会いするつもりでございますが、そんなに長い時間かかる人数ではございませんので、本人と会うのは比較的早い時期に終わるのではないかと判断しております。
- 〇委員長 横田委員。
- 〇横田委員 おおよそ、調査やっているわけだから、大まかなめどでいつごろまで終わらせたいと、終わらない場合だってあるかもしれないけれども、一応

そういう計画を持ってやらなければ、ただ早急にと言っても、大体何月までに はとか、おおよその目安というのは持ってやっているわけでしょう。計画的に 行政はやっていかなくちゃならないわけだから。

- 〇委員長 課長。
- ○畠住民課長 それは横田委員さんのおっしゃるとおりです。

うちの方は一日でも早くということでやっているわけです。そのために毎日電話をかけてやっているわけですが、相手のあることですので、日曜日でもいいから会ってくれと、うちの方はやっておりますので。何月何日までと横田委員さんおっしゃってくれましたが、それは何月何日まで終わらせますということは答えられませんが、これだけの人数であれば、相手方の都合さえよければ10日間かそこらで終わるんじゃないかと、会っていただければ。私の方は土曜、日曜ありますから、相手も時間の都合があると……。2人ほどけさも電話がありまして、勤め先からだということで電話がありまして、あなたの都合のいいときに大至急連絡してくれと、日曜でも夜でも構わないということで返答をしたわけです。

2 週間あれば会うことは可能だと、2 週間以内に終わらさなければなりませんので、そのぐらいの日にちはかかると思っております。

- 〇委員長 横田委員。
- ○横田委員 執行部は住民基本台帳法に基づいて調査してその結論を出すということで、2週間くらいあれば調査が終わって結論出せるのか……。
- ○委員長 10月の第2週あたりまでには調査を完了して、できればそうしていただきたいと、委員会の要請しておきますか。
- ○横田委員 いや、執行部は執行部の都合でやるわけですから、一応執行部と して法に基づいた調査を行って結論を出すということになるわけですよ。

すると今度は、委員会の方でも、委員会の審議をどういう形でやっていくかというやつは、執行部の方で結論出た後、どういう結論が出るかわからないけれども、その辺、執行部の方の調査の状況等も踏まえて委員会の方も日程を、ある程度目標決めてやっていく必要があるのではないかと思うんですよね。でないと、執行部の結論と委員会の結論が違ってくるような場合があり得るかもしれませんけれども、その辺の問題は同じ執行部と議会だから。

〇委員長 横田委員、委員会の方の調査の内容というのは、執行部の提出する

審類の検閲検査なんですよね。ですから、審類の検閲検査がメインでありますから、聞き取り調査を独自にやるかどうかとか、そういうことはまた委員会の内部で協議しましてやらないと。別股それは、執行部は執行のめどをつけていただいたんですから、我々の方は今度は対外的にどうするかというのは独自に決めるべきだろうと思うんですね。そういうことで、それはまた協議したいと思います。それはそれではいいですか。

もう一つ、一番最初に篠山委員さんの方から、番地の変更についての質問がありましたので、この質問お願いします。

〇篠山委員 課長、先ほど途中で、委員長が後でということでやめたんですけれども、例えば浜田を線引いて商須に直しています。これは単なる町のミスと さっき課長が答弁したんですけれども、そのとおりですか。

〇委員長 課長。

- 〇畠住民課長 それぞれ転出届がこの裏側にあると思うんですが、竜ヶ崎市長の発行した転出届 2 枚目にはさんでありますよね。これに基づいてうちの方は転入申請書というのがございますので、転出証明書に基づいてディスプレーに打ち込んでいくわけですが、そのときに例えば馴馬を馴染と打ってみたりすることもありますから……。
- ○篠山委員 だから、町が、執行部が間違ったのかと。
- ○畠住民課長 ですから、これからそれを説明しようと思っているんです。

これができ上がってから、異動票ができ上がってから本人に確かめてもらうんです、これで間違いありませんかということで。これは浜田じゃなくて高須なんだということで、これは役場でその場で直しております。本人に確かめてもらいますから、打ち込んでから。

- 〇委員長 篠山委員。
- 〇篠山委員 聞きたくはなかったんだけれども、課長、3の1の資料にこういう住所あるんですか、これ竜ケ崎市に。

竜ケ崎市に八千代町なんていうのがあるんですか、2285。

- 〇畠住民課長 八千代町ですか。
- 〇篠山委員 ここに八千代でしょう。私が字読めないのかな、八千代じゃないんですか、これ。

あるんですか、こういう住所。

〇畠住民課長 これは本人が記入して書くべきもので、これで間違いございませんかということで確かめて間違いないということであれば、もちろん値していくわけですが、これは八代町の……

〇委員長 八代町だな。

○篠山委員 そんなのはわかっているの。わかっているけれども、あなたが確かめているというから聞いただけ。

〇畠住民課長 いや、確かめるというよりも、相手に確かめていただくわけです。全部打ち込みますから、ディスプレーで。これで間違いありませんかということで確かめて、うちの方は今度はプリンターに打ち込んでいくわけです。

〇委員長 篠山委員。

〇篠山委員 聞きたいのは高須の 165番地と、あなたも今、横田委員さんの質問で答えていますけれども、私の手元の資料には 165番地は1人しかいなくて 167番地の醤類が来ている。5番地も7番地も同じ家なんですか、これ。

〇委員長 課長。

〇畠住民課長 この資料1の中に6人分入っているわけですが、ここで確かに今篠山委員さんがおっしゃったように、1人しか入っていなくて、その後、2枚目が転出証明、3枚目に住所修正という形で丸がつけてあると思うんですが、一番上の欄に転入、転出、転居とかいろいろありますが、その中で住所修正という項目に丸がつけてあると思います。それはディスプレーで打ち込んで確かめてもらったときに、いや、これではない、165だということで直しているということ。

〇篠山委員 それだったら、ここの一番表紙の転入、これ今私が聞いた、確かめてもらって全部直しているわけですよ。浜田を高須に直したり、気づいているわけですよ。私の手元には今修正のあれはわかりますよ。だけど65番地もあるわけです。

〇畠住民課長 65番地を 167に改めてあるということでしょう。だからこれは 3枚目の資料で住所修正をしてございますということを私は答えています。

○ 篠山委員 これはだから最初から町が間違ったのか、相手が間違ったのか知りたい。

〇畠住民課長 届け出人が間違ったということですね。

○篠山委員 6人がそろって間違ったということ。

- ○畠住民課長 この贅類で見ればそうです。
- ○篠山委員 先ほど聞きもしないことを答えておいて、本人に確かめてもらって、これも確かめたんでしょう、 165番と7番というのは。
- 〇畠住民課長 もちろん確かめました。これでいいんですよということですか ら確かめてございます。見てもらいます。
- 〇横田委員 先ほど篠山委員が、浜田と高須と間違えた問題については打ち込みの職員の方で間違って、これで間違いないかと確かめたら、いや、高須だということで直したというふうに答弁したんだと、そういうことですか。
- ○畠住民課長 そうです。
- 〇横田委員 そして、番地の 167ということで申し出して、それが 165でここに訂正してあるのは、これは届け出人が 6 人そろって間違ったと。
- ○畠住民課長 この轡類ではそうです。
- 〇委員長 長東委員。
- 〇長東委員 この 167番地に、実質的に 165番地だ。これが 167番地として 6 名が転入している。そして 1 人が 165番地に転入した。ところが、その 3 枚目の資料を見ると転入と住民異動届出書の、番号でいうと15番、住所修正という欄がある。住民異動届出書というのがあるだろう。そして異動の事由としてナンバー15、住所申請とされているわけ。その 6 人間違ったのはそろって間違ったと。

2の3の資料に、この異動された理由は住所修正でございますと。15という数字が打ってありますね。これに該当します。ところが、6人そろって間違えた。本人は確かめた。そのそろって間違えた日が、これまたそろって5月2日なんだ。

- ○畠住民課長 5月2日に訂正をしたということです。
- 〇長東委員 全員が5月2日。
- ○畠住民課長 5月2日にこの書類では訂正になっている。
- 〇長東委員 これは6人が全員で窓口にそろって来たのですか。
- 〇畠住民課長 そこまでは私は承知しておりませんが。
- 〇長東委員 資料で見ると、5月2日にみんな間違って修正している。
- 〇畠住民課長 だから、その6人そろって来たかどうかと今長東委員さんおっ しゃっていますが、そこまではわかりません。

〇長東委員 その異動する場合、ただ口頭で異動しますよという形ではないんでしょうから、当然ながら本人の何か異動届出書があるでしょう。あれは出せないんですか。

〇畠住民課長 長東委員さんおっしゃっているのは転居の関係だと思うんです。 転居の申請ですね。転居とは住所修正、いわゆる同じところにいて、 100番地 にいて本当は 101番地だったんだと、動かない場合はもちろん口頭でもできま す。転居とは全く違いますので、地番の修正については住所修正という形です べて処理しています。

- 〇長東委員 特に異動届出の書類はないんですか。
- 〇畠住民課長 住所修正の場合ですか。——。 ありません。地番の場合ですね。
- 〇委員長 倉持委員退席。
- 〇長東委員 地番ですね、167が5になった。それを異動をする場合、口頭でもいいというわけでしょう。そうするとこの書類の記録として残されている月日は22日にそろって転入して、5月2日にそろって修正して、書類の記録からすればそうでしょう。
- ○畠住民課長 これではそうなっていますね。そのとおりです。
- 〇長東委員 皆さんがそろって来たということになるね。
- 〇委員長 住民課長。
- 〇畠住民課長 皆さん 6 人そろって来たかどうかということまでは、私は窓口で確認しておりませんので、それはしかとはお答えできませんということを話しているわけです。
- ○委員長 長東委員、誘導尋問方式はやめてください。 篠山委員。

〇篠山委員 課長、3の1の資料見てください。どうもこれが解せない。竜ケ崎市八代の2285番地、藤代町大字高須と、当初は167番地を消して165番地にしてある。すると次のページ、3の3を見ると、竜ケ崎八代町2285番地になっている。それで、藤代町大字高須165番地になっている。1と3は合う、修正してあるんだから。ところが、このあれは転出だけで修正のところに、要するに長東さんが言うように、住所修正の丸はついていない。

〇委員長 住民課長。

○畠住民課長 これは今ワープロでやっておりますので、きょうならきょう、いろいろ届けに来た場合、5時15分以降に新しく事項が入ってきた場合計算センターで夜、修正していくわけです。打ち込んでいくわけですね。ほかの町村を持っていますから。ですから、うちの方の届けた日の5時15分までにこれは間違いだと来てくれれば、これはまだ計算センターで打ち込まれておりませんので、すぐにその地番に直るということです。ですから、日にちが過ぎてしまったものについては、早くいえば二つ住所ができて片方消してあるということです。

〇長東委員 今課長の説明を聞いてよくわかりました。資料の例えば2の3、 資料の4の3、5の4、6の3を見ると、平成3年5月2日、処理時間費いて あります。4の3が10時28分58秒に受け付けているんですか。

○畠住民課長 これは時間ですからそのとおりです。

〇長東委員 そうすると、2の3は10時32分50秒、同じく5の4は、9時50分55秒、6の3は10時30分37秒と、この6人偶然にその時間帯に二、三分の間に来ているということですね。

〇畠住民課長 長東委員さんのおっしゃるとおりなんですが、ただプリンター、ディスプレー、打ち込むやつですね、あれが3台あるわけです。1日 150人くらいのお客さんがありますから、3台だけを使ってやるしかないということで、番類受けにどんどん入れていくわけです。その場その場では処理していけないですから。ですから3人でやるというのがありますから、1人で打ち込むわけではございません。時間のずれとか、あるいは例えば極端にいえば同じ時間でも出てくるという可能性もあります。

〇長東委員 そういうことを聞いているのではないんですよ。これは 165番地 に22日に7名の皆さんが転入して、そして5月2日に住所の修正をした。そのうち6人がここに資料の中の一部をちょっと見ても、例えば資料2の3、4の3、6の3を見ても、各人が、ほとんど打ち込みの時間は別にしても、偶然か、それとも6人そろって車に乗ってきたのかしらないけれども、極めて一、二分の間に、処理時間が異なっているとしても、6人が偶然に5月2日の10時30分前後に修正をなされたと記録されているわけですが、見事に修正にお伺いする人がいるんだなと思いませんでしたか。

〇畠住民課長 確かに長東委員さんのおっしゃるとおりなんですが、確かに恵

で来るとかいろいろ方法はあると思いますが、その待ち時間で待っている方が たくさんおります。窓口を見てもらうとわかりますから、この時間で見れば確 かに一緒に来たと解釈できると思います。ただ一緒に来たかどうか、それを確 認は私もしておりません。

- 〇委員長 長東委員。
- 〇長東委員 皆さんが、転入した人がお勤めになったりして、アルバイトとか、なかなか時間が取れないわけでしょう。そういう取れないような転入者を、この日だけは偶然にそろって修正をしたと解釈できるわけだな。
- 〇委員長 沼尻委員。

〇沼尻委員 住民課長、さっきから私が言っていますように、調査というのは 単に転出、転入の事実があったかないかということを聞き取り調査をやること だけではなくて、今言ったそういう状況がどうであったかということまできち んと調べる義務があなた方にはあると思うんですよ。少なくとも調査を依頼さ れて報告書を提出するということであれば、やはりありとあらゆる角度から調 査をしてみて、間違いなく不正転入ではないと、これはあくまでも正当な転入 であったという結論を出すにしても、あるいは不正転入であったという結論を 出すにしても、ありとあらゆる角度から調査をした結果でないとこれは出せな いと思う。

そういう点からいえば、今、全く資料にならないような資料を出してもらって、ちょっと見ただけでもこれだけ不審な点が出てくるわけですよ。ですから、偶然といえばそれは偶然かもしれない。しかし、そういう点までやはり綿密にあなた方は調べておく義務があると思うんですよ。さっき私が言ったように、例えばこれは委任状はたった1人しか出ていないということであるけれども、委任状でなくて、しかも本人届けでなかったという場合だってあり得るわけですよ。だれかがまとめて持ってきたと。あるいは交代にやったということもあり得るわけです。そういう場合にはこれは筆跡鑑定までしていかなくてはいけない。私らには秘密だから出せないということで、名前から全部消してしまってあるんだけれども、あなた方だったら調査はできるわけですよね、やろうと思えば。

- ○委員長 課長の場合はみんな把握できるだろうということ。
- 〇沼尻委員 あなた方の立場だったらできるわけでしょう。我々には個人のプ

ライバシーの問題だから出せないと言って、こんな資料しか出さないんだけれども、あなた方が本気でやろうとすればそこまでできるわけでしょう。あなた方が見る分にはこれはプライバシーの侵害でも何でもないわけだから。

- 〇委員長 課長。
- 〇畠住民課長 私どもは職務でやるものであって、あとは沼尻委員さんおっしゃるように、私たちが見る分には幾らでも、職務上でできますが。
- ○沼尻委員 調査する気だったらできるわけでしょう。
- 〇畠住民課長 できます。
- 〇沼尻委員 そこまできめ細かい調査を、調査というのはやっていく必要があるのではないかということなんですよ。
- ○委員長 ちょっと待ってください。課長の場合は職務上の守秘義務があるんだけれども、職務上は我々よりも詳細に調査ができるのだから、我々が心配しているようなところも含めて、そういう疑問点をみずから発見してそれを追及していく姿勢があっていいのではないかという話なんです。

課長。

〇畠住民課長 この調査票に基づいて先ほどご報告いたしましたが、もちろんこういう資料がうちの方にはあるんですから、個人のプライバシーに深く立ち入ることのないように配感しながら、でき得る限りの細かい調査はいたしております。

例えばの話ですが、ここに何人転入してこのうちで大変、審議もできないということでございますからお話を申し上げます。抵触するかもしれませんが、6人も住める家かなという場合も仮定されますが、そういう場合にも、でばどことどこをお貸しじたんですかということで私の方はやっておるつもりです。できるだけ正確に、しかも細かくやっております。ただし個人のそういうに直接影響するようなことは聞きませんのでそれはやっておりませんが、そういうふうに住めるかどうかという範囲は外観から見ても大体判断はつきますし、ご主人の方にもどことどこを貸したんですかという話は私どもの方で調査してあります。

- 〇委員長 吉岡委員さん何か。
- 〇吉岡委員 先ほど課長は2週間ぐらいですか、来月の中ごろまでに……
- 〇畠住民課長 そういう計画でやっております。

〇吉岡委員 だけど、たとえこれはどのような調査ができたとしてもやはり職務の限界で、これは不正転出入があったとかなかったとか断定はできないでしょう。

○委員長 課長。

〇畠住民課長 不正転入、架空転入ということになっていますが、私の方は架空転入とかそういうのは、もちろんここに書いてあるこの調査でやっているということで、まず事前の説明が必要ですから、その当該のうちに行く場合、あるいは個人に会う場合、周囲の人の聞き取り調査を行う場合、すべて聞いてやっているつもりです。

〇吉岡委員 違うの。それで調査した結果の報告で、不正があったとかなかったとか断言はできないんでしょう。

- ○畠住民課長 私どもにはできません。
- ○吉岡委員 そうすると、一応調査する前、この委員会でも我々の職権でそこまでは踏み込めないということは了解を取っておかないと、みんな断定を求めている質問だから。
- ○篠山委員 だから 100条にしようと言ったんだ。
- 〇吉岡委員 100条だってできない、断定することは。現行犯以外は。
- ○畠住民課長 委員さんたちも、私の方で調査したものが断定的になるとはお 考えになっていないと思いますが、私の方は基本台帳にのっとった調査をする だけであって、あとは委員会で判断をしていただくということになります。
- ○委員長 だから、いいですか課長、委員さんにもお願いしたいんですが、課 長、役場の職員の職務というのは事実関係を我々に提供するということで、主 観は一切要りません。委員会の方でその事実に基づいた調査をして、それで結 論を出していくということですから、あまり主観的なことは一切抜きにして、 答弁をしていただきたいと思います。

○横田委員 先ほど沼尻委員の質問について、住民課長の答弁でちょっと不足 している部分があるんですけれども。

というのは、きょうも各委員からも、どういう事態で転入転出が行われたか という点を一番知りたかったわけですよね。そういう点については秘密事項だ ということで書類も提出されなかったと。しかし、これは担当課だから、現実 に職務で調べることができる。このことについては、そのことをきちんと調べ るというふうには、さっき答弁していないんです。

- ○畠住民課長 調査ですか、この書類ですか。
- ○横田委員 ですから、これまでの調査ですと転入先、あるいは転入、転出者 については聞き取り調査をやっているということですよね。さらに、先ほど沼 尻議員の質問に答えて、ではどのところを貸したんですかという詳しい質問も していますということで、最初の報告から追加されたわけです。

ただ、沼尻議員の質問は、この転入、転出のその問題だけではなくて、受付の事務処理の問題についていろいろ各委員から、集団で行われているとか、そういう疑惑が出されて、正しく受付されているのかどうなのか、そういう問題について担当課としてきちんと職務で調べる必要があるのではないかということを質問しているわけです。その点についての答えがまだない。

〇畠住民課長 事務処理については、先ほどからまとまってきたとかいろいろ 議論はされていますが、私どもの方は転入に際しましては、相手方の首長の転 出証明を持ってくれば、ではあなたが本人ですかという確認はどこの町村でも やっておりませんし、転入届に基づいてこれら背類を作成いたしまして、住民 課あるいは関係のある保険衛生課とか福祉課にこれを持っていってもらうとい う手続ですから、事務上については転出届けを持ってきた者についてはすべて と言ってもいいです、これは受付事務を消化していくということです。

- 〇委員長 横田委員。
- ○横田委員 今後、その件についての再調査はあり得ないということですね。
- 〇委員長 課長。

内部の事務処理の仕方として受付段階でそういう集団的に来たような場合等 に何ら疑問を挟む余地なく自動的に受け付けて処理しているのか、機械的処理 なのかどうなのかと。

- 〇畠住民課長 ただ窓口で1人とか2人とかでやっているならそれはわかります。忙しいときには10人か20人前に待っているわけですね。ですから、例えばの話、1人で来ても5人で来ても窓口としてわからないんです。
- ○沼尻委員、住民課長、はっきり申し上げます。
- ○委員長 沼尻さん、横田委員が先に質問していますから、その質問をはっき りしてから。
- ○横田委員 私が質問しているのは、もちろんその受け付けた当時は何ら疑問

なく受け付けたかもわからないんですよ。しかし、事こういう事態になりまして、改めてその受付事務の問題について、これだけ一度に転入があり、一度に転出があるということは不自然でしょう。ですから、そういう立場から、この受付の事務処理について再度どういう状態であったのか、私は再点検する必要があるのではないかと言っているわけです。だから、その受付を決めつけて、そこでどうのこうのということを今の段階で言っているのではなくて……

〇委員長「課長。

〇畠住民課長 それは横田委員さんのおっしゃるとおりでございますので、私の方でももう一度点検、点検してもかなり前ですから、職員が覚えているかどうかわかりませんが、もう一度調査はしてみます、どういう状況であったかということを。

〇委員長 沼尻委員。

〇沼尻委員 課長、例えば今長東委員の方から質問ありましたように、同時刻にそろって集団で修正に来たという件もあるわけですよね。そういう点から見ても、あるいは場合によっては、同一人が、委任状も持たないで本人だということで何人か一遍にやっているような可能性だってあるわけですよ、場合によっては。だから、そういう点で当然筆跡の鑑定も必要になってくると思うんですよ。だからそういう綿密な。

受付当時は何もなかったわけだから、通常の事務で何も不思議に思わないで、 大勢来るわけだから、気がつかないでそのまま受付てしまったかもしれない。 しかしこういう事態が起こったわけだから、やはり綿密に書類まで全部調査を して、それで結論出すべきだという質問を私はしたわけなんです。それをやる のかやらないのか、そこを聞いているわけです。そこまでやりますか。

○委員長 ちょっと待ってください、趣旨はわかったと思うんですが、内部的な調査として一番調査ができるのは住民課長であり、部下の人たちが担当しているんだからやれると。だから改めてこの結果について詳細に調べて、筆跡まで含めてその事実を我々に提供してくれるかどうか。人の名前とかそうではなくて、そこまで協力してくれるかどうかということ。

- ○畠住民課長 だから、いわゆる習名の欄も提出できますかと。
- 〇沼尻委員 提出しろとは言っていないの。調べた結果どうであったかという 報告はできるんでしょう。結局、全部本人届けで間違いありませんという場合

にはそれでいいんですよ。

- ○委員長 これではわからないと。直筆の署名もないから。だからそこまで調べて当委員会に報告してくれるかということなんだ。

それは町長と相談して早急に結論を出します。

○委員長 もう住民課長に対する質問がなければ、部長が先ほどの要請に基づいた報告をするはずですから、切りかえます。

よろしいですか、それでは総務部長から先ほどの質問に対するご報告をお願いします。

〇秋田総務部長 先ほどもお答え申し上げましたけれども、非常に個人のプライバシーの保護というものについては十分ご理解いただきたいと思います。

そういう中で、今回の疑惑というものの解明に、この委員会をつくるときにもある程度の協力をせよという話もありました。そういう観点から、今回、最大限に公表できるのは県の地方課の方のご意見等も伺ってきたのですが、総数でしかないだろうという話でした。それでもあまり出すべきものではないという話もされていますが、この辺までではないかと思います。

この33名の方々については、そのうち29名の方が投票されてございます。

〇委員長 長東委員。

〇長東委員 33名の方がいるのですが、住民課長が委員会に出してくれた資料によると、7月1日に転出している方もいるわけですね。ですから、選挙人名簿を当然提出しているわけですから、それがないと。そうすると住民課の資料では32名。ではこの29名が投票されたというんですが、選挙人は何人で29名投票したのですか。:

〇委員長 部長。

〇秋田総務部長 この住民課から出された33名、この中で転出されている方については転出表示という処理の仕方をしてございます。当然、その方は投票はしていないわけでございますので、その方も含めて33名ですから、そのうちの29名だということです。

〇委員長 長東委員。

〇長東委員 そうすると、部長は難しい言い方してるけど、32名のうち29名投

票されたと。

- ○委員長 部長。
- 〇秋田総務部長 端的に言えばそうなんですが、選挙人名簿には33名は登載されましたということです。そのうち転出表示7月1日ですから当然転出表示になっていますから、名簿には登載されていますということでございますので、正確な表現をさせていただきました。
- 〇委員長 暫時休憩。

午前11時51分休憩.

午後 0時00分再開

○委員長 特別委員会はこれにて閉会といたします。どうも協力ありがとうご ざいました。

午後 0時01分閉会

上記は会議の顚末を記載しその相違ないことを証明するためここに署名する。

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員会

委 員 長

面尾航晚豐

第4回 10月4日

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑 及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会

〇招 集 日 時 平成3年10月4日(金) 午後1時

〇招 集 場 所 議会全員協議会室

〇出 席 委 員

委員長 西尾 絋昭 副委員長 倉持 光男 委 員 篠山 治夫 委 員 長東 秀臣 委 員 吉岡 茂 員 松永 委 実 千之 委 員 横田 委 員 沼尻 守

〇欠 席 委 員

なし

〇出席説明員

町 長 吉田 久夫 修 助 秋田 総務部長兼庶務課長 秋田 昭一 課 民 長 畠 昭男 住 住民課長補佐 松沢 正光 第15投票所事務従事者 梨子 正司 三宅 繁雄 第16投票所事務從事者

〇職務のため出席した者

 議
 長
 坂本 守

 事 務 局 長
 久保田太紀

 係
 長
 染谷 二郎

 係
 長
 坂本 俊光

〇審査の経過

午後1時02分開会

〇委員長 第4回目の検査特別委員会を開きます。

委員の出席は全員出席しており、定足に達しているので有効に委員会は成立 しております。

本日は秘密会を予定しておりますが、秘密会に先立ちまして第15、16投票所の責任者の梨子所長と三宅所長においでいただいておりますので、この二方に対する質問から先にいたしまして、それが終了次第秘密会に移行したいと思います。

それと、もう一つは秘密会の必要潜類は秘密会が始まりましてから配付いたします。この背類に関しましては、各委員さんの名前が封むに書かれておりまして、後ほど回収いたしますので、提出された書類は全部漏れなく封書におさめてお返しするということでご協力をお願いしたいと思います。

それと、職員の三宅さん、それと梨子さん、きょうは通常の委員会ですから。 通常の委員会で皆さんが答弁するような形でよろしいので、緊張する必要はあ りません。委員さん方にも取り調べの機関ではありませんので、通常の委員会 という形式でやりますので、その辺でご協力をお願いします。

それでは質問を許します。

松永委員。

- 〇松永委員 15、16投票所の件で、双葉の投票所に来た方で、投票所を間違えて、15投票所に行かなければならないのを16の投票所に来たということが事実あったのか、それで帰されたということがあったのか。それまでお聞きしたい。
- 〇委員長 三宅君。
- ○三宅所長 私の覚えている範囲では2名おりました。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 それは性別は男女どちらですか。
- 〇三宅所長 男子、女子1名ずつです。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 大体年齢的には幾つぐらいですか。
- 〇委員長 三宅君。
- ○三宅所長 男子の方が見た目では20代、女子の方は40前後だったと思います。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 私、ちょっと選挙管理委員の方からお聞きしたんですが、これは 1人ずつ別々に来たんですか、そろってきたんですか。

- 〇委員長 三宅君。
- 〇三宅所長 別々で来ました。
- 〇松永委員 選挙管理委員の方からお聞きしたんですが、2人まとまって来て、その後また2人来たという話を聞いたんですが、そういうところはチェックしていなかったですか。
- 〇委員長 三宅君。
- ○三宅所長 その当時大変混み合っていまして、ちょっと私覚えていないんで す、申しわけないんですが。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 梨子所長にお尋ねしたいのですが、これは当然、投票所が違えば 消されると思うんですよね。消されたものは15投票所の方ではっきりわかりま すか。
- 〇委員長 梨子所長。
- 〇梨子所長 受付をする段階で受付番号を取りますので、記入してあって消されているものはすぐにわかります。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 15投票所の方には人数的に何人ぐらい間違って来られた方があったのですか。
- 〇委員長 梨子君。
- ○梨子所長 私の記憶では4人前後だったと思います。
- 〇委員長 松永委員。
- 〇松永委員 それは16投票所から行った方ですか、それともほかから来た方ですか。
- 〇委員長 梨子君。
- 〇梨子所長 受付番号が消されている者についてはどこの投票所かわかりません。ただ、百何番とか二百何番とか十番とかいう受付をした順の番号が書いてありますので、どこの投票所かはわかりません。
- 〇委員長 副委員長。
- 〇倉持委員 これは今、梨子所長は15投票所と言ったけど、場所はどこなんですか。
- 〇委員長 梨子君。

- 〇梨子所長 旧新川の地区です。集会所です。
- ○倉持委員 16投票所というのが双葉ということですね。

そうすると、今、三宅責任者の話だと、これは重大な発言があったわけなんだけど、双葉の投票所に2名、投票所を間違えて行ったということで、1名は20歳代の男性と、1名は40歳くらいの女性ということだったのですが、これはそうすると明らかに、例えば新たな疑惑が発生するのかどうか。それとも旧新川あたりに住所、あそこらも建売住宅みたいのが多少できたので、知らないでそっちへ行ってしまった女性なのか、それとも新たな不正転入の疑惑が旧新川の部落の中には男の人だけで、女性のやつは今まで出ていないわけですね。もしそういう形で出てくると、新たな疑惑の可能性もなきにしもあらずという形になってくるのですが、感触でどうだというのは答えてもらうわけにはいかないのだけれども、間違いなく40歳くらいの女性が投票所を間違って来たというのは事実ですね。

- 〇委員長 三宅君。
- 〇三宅所長 新川の投票所の道順は私が説明しましたので、大体私と同じくらいではないかと思います。

それから先ほど言い忘れたんですけれども、確かに新川の方に建売が?軒ばかり建っているということを聞いていますので、私もその人たちが来て間違えたのではないかと、それだけしか思いませんでした。

- 〇委員長 松永委員。
- ○松永委員 梨子さんにお尋ねします。大体ナンバーが消されてあったという ことで、そのとき梨子さんはどういうふうに感じられましたか。
- 〇委員長 梨子君。
- ○梨子所長 私どもの方は、私は長らく20年来投票事務をやっておりますので、間違えてくる方も一、二はおりましたので、ほかのところへ間違って行ってしまったんだなという感覚を持ちました。
- 〇委員長 ほかにありませんか。 横田委員。
- ○横田委員 私は立会人をやった人に聞いたのですが、何か間違って団地へ行ってしまったと言いながら入ってきたということを、その立会人の人がそういう言葉を聞いたということなのですが、梨子さんはそういう……

- 〇委員長 梨子君。
- 〇梨子所長 私は、入室されたときにそういうことを話されていたというのは 記憶にはないんですが。
- 〇横田委員 黒塗りの乗用車で数人まとまって来て、一見暴力団風の男だった ということで、立会人の間で大分話題になっていたということなんですが、そ の点については梨子さんは。
- 〇委員長 梨子君。
- ○梨子所長 確かに1台の乗用車に乗りまして、4人であったか5人であったか3人であったかは記憶に定かではないんですが、見たことのない顔、我々の集落は大概わかりますので、まとまって乗用車からおりたということで、若い方でしたので、どこの人かなという疑問は持ちました。私たちは初めて見る顔だったもので、そういう、どこのだれかなということは話に出たのは記憶しております。
- 〇委員長 ほかに三宅君、梨子君に質問がなければ退席をしていただきますが、 よろしいですか。

それではどうもご苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。 委員会を暫時休憩します。

午後1時13分休憩

第5回 10月14日

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑 及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会

〇招 集 日 時 平成3年10月14日(月) 午後1時

〇招 集 場 所 議会全員協議会室

〇出 席 委 員

委員長 西尾 絋昭

副委員長 倉持 光男

 委員
 篠山
 治夫

 委員
 長東
 秀臣

委員 吉岡 茂

委 員 松永 実

委 員 横田 千之

委 員 沼尻 守

〇欠 席 委 員

なし

〇出席説明員

 町
 長
 吉田
 久夫

 総務部長兼庶務課長
 秋田
 昭一

 住
 民
 課
 長
 臨
 昭男

 住
 民
 課
 長
 補
 佐
 松澤
 正光

〇職務のため出席した者

 議
 長
 坂本
 守

 事
 務
 局
 長
 久保田大紀

 係
 長
 坂本
 俊光

 係
 長
 染谷
 二郎

〇審 査 の 経 過

午後1時02分開会

○委員長 定刻が少々過ぎましたが、ただいまより98条特別委員会を開会いた します。

本日は第4回目の審議の結果、三通りの方向づけが問題提起されました。一つは、司直の手にゆだねる。これは告発を含めて司直の手にゆだねるという意

見と、100条調査委を設けるべきであるというご意見と、もう1点は、調査の 目的は98条委員会で達成されたので、本会議に報告をなして、以後の処理の方 法については本会議において検討すべきであるという三つのご意見であります。

本日は、その三つのご意見のうち、いずれの方法をとるかということについての結論を出すということで招集いたしております。これが本日の議題でありまして結論を出していただくわけでございます。

その前に、委員会としての定数が全員参加でございますので、定足数を充足 しており、有効に成立するということを宣言しておきます。

すぐに結論を出すという以前に、何かそれぞれの立場のご意見の補足等があれば出していただきたいと思います。

長東委員。

〇長東委員 前回の委員会で、3カ所についての調査の結果が、時間的になかったから報告できなかったということがありましたね。それについて、その後の調査の結果を住民課長から、聞き取り調査の結果についてまずご報告していただければありがたいと思います。

○委員長 それでは、住民課長。

〇畠住民課長 それではお答えいたします。 3 カ所というのは小浮気の 790番 地の 2、山王の 277番地、宮和田の 272番地の 5 の 3 カ所でよろしいわけです ね。

小浮気の 790番地の2のうち、2人とお会いしております。これは本人でございます。いずれも、味よしと相手方は名乗っておりましたが、私どもの方の資料ではサンライフ店舗と呼んでいるところでございます。

このうちの2人にお会いしましたところ、確かに小浮気の790番地の2に移動届けをしたということでございます。昼間については営業の仕事についていたということで、頼まれて来たということでございます。忙しい時期であったので頼まれてきましたということで、夜は弁当の仕出し等もやっているのだそうでございます。そういうことで、材料の切り込み等を夜10時ごろまではしておりました。2人ともそのようなお話でございました。

泊まっていたかということでございますが、夏でもあったことですし、そう 寒い時期でもなかったので、坪数にして3坪かそこらだと思います。3坪より ちょょっと大きいですかね。そういう事務室がございまして、そこにサマーベ ッドを置いて夜はお休みになったと。もう1人の方は、この 790番地の2 にやはり働いていて、そのような夜の仕事をしておりましたということでございます。

それから山王の 277番地、これは住所がここに今でもあるようになっております。住所があるわけでございますが、8月の中ごろに転入した際の転出先、取手の方でございますが、その方に今は帰っていて、住所がここにあるけれどもないということで、これは山王の転入先と見られる家の若い長男の方とお話しした内容でございます。この3人につきましては個々にはまだお会いしてございません。

それから宮和田の 272番地の5、これについては5人ともお会いいたしました。これはこの前も申し上げたかと存じますが、ちょうど宮和田に7世帯ぐらい入れるアパートがございます。そこがある会社の寮になっておりまして、そこに、宮和田に転入してきた方の5名はいずれも、同じ部屋ではございません、もちろん同じ部屋にいた方もおりますが、1部屋に5人おったということでなく、3部屋ぐらい借りてあるということで、おのおの分かれて住んでおりましたということでございます。

なお、1人につきましてはまだ異動届けを起こしませんで、藤代町に住所があるわけでございますが、事情があって今のところは異動していません、そのうちに転出をしていきたいという内容でございます。

以上でございますが、この30人の中でお会いしたのが総計で24名ということでございます。前回の高須と宮和田と新川と双葉2丁目23番11号、これも入れますと24名の方と個々に面接をしたということでございます。以上です。

〇委員長 長東委員。

〇長東委員 790番地の2には3人が転入しまして、現在1名が残っている形になっているのですが、転入したご本人、こちらはいずれも8月7日に転出しているのですが、この方々と面談をしたと。その結果、サマーベッドでおったということですけれども、3カ月以上もサマーベッドでおったたわけですね。ここの転入先は有限会社サンライフという形になっておりまして、私が知っている限りにおいてはほとんど夜間は無人であった。朝は少し早いんですが、お弁当をつくっているから朝早いんでしょうね。パンもつくっているようですが、夕方はもう5時、6時になると車がとまっている状態で、ほとんど7時、8時、

9時になると無人の状態でこの夏はあったということです。

そうすると、この転入者の2人に面会したことは、もちろん内容は聞いたのですが、これ以外の7カ所のうちの前に聞いた4カ所についてはそこの方、つまりその転入された方の所帯を切り盛りしている方に、またはそのご近所の方にも聞いたわけですね。この790番地について、また山王 277について、まだ受け入れた側の方、それと近隣の方の聞き取り調査はなさいましたか。もしなさいましたならば、どういう状況だったか、その辺も報告してもらいたい。 〇畠住民課長 お答えいたします。小浮気地先につきましては近隣の聞き取り

〇畠住民課長 お答えいたします。小浮気地先につきましては近隣の聞き取りは行っておりませんが、事業主と思われる方とお会いしましてお話を伺いまして、先ほどお話いたしましたように、転入してきた方と同じように、忙しいので来ていただいて、その事務所と私は判断したのですが、事務所のところで寝ていたということでございます。仕事の内容についてはそれだけです。

それから山王につきましては、これも本人に会うのが先決ということで、私の方が急いでおりましたので、近隣の聞き取りは行っておりません。2人所帯でございましたと思いますが、せがれさんといっても子供が1人なんでしょうが、その方と電話でのみしかお会いすることができなかったわけでございますが、確かにいたということのご返事のみでございました。

それから宮和田の 272番地の5の5人につきましては、アパートでございますので、3部屋ぐらい借りているということでございますので、もちろん近隣の聞き取りは一切いたしておりませんし、直接本人とお会いしたということでございます。

- ○委員長 長東委員、関連はありませんか。 沼尻委員。
- ○沼尻委員 今後の進め方の問題ですが……
- ○横田委員 進め方の問題の前に……。
- ○委員長 その前の問題であれば、横田委員。
- 〇横田委員 進め方の問題の前に、長東委員の質問に関連して若干聞いておきたいのですが、小浮気 790の2については、事業主と思われる人ということで今聞き取りをやったということですけれども、これは大字小浮気 790番地の2というのは有限会社サンライフの事業所の所在地ということで、有限会社サンライフの事業主というのは、石井 章議員の奥さんであります和子さんですが、

石井和子さんとお会いしたと理解してよろしいですか。

- 〇委員長 住民課長。
- ○畠住民課長 そのとおりです。
- ○横田委員 もう一つお伺いしますが、味よしというのは、サンライフのほか に味よしという会社を経営しているということなんですか。
- 〇委員長 住民課長。
- 〇畠住民課長 サンライフというのも、私もどこから出てきたのかわかりませんが、私の方で名簿をつくって、サンライフと入っていましたからサンライフと入れたのですが、あそこにとまっている車がございますね、そういうものには、味よしという社名と思われる屋号が入っておりましたので、味よしと私は表現しただけです。
- ○横田委員 もう1点お伺いしますが、小浮気の 790番地の2 については、近隣の方の聞き取りをしなかったということですが、現地へ行けば隣近所は農家でもありますし、幾らでも聞き取りはできる状況にあるのではないかと思うんですが、なぜやらなかったのか。
- 〇畠住民課長 別に他意はございません。この前、4日のときにお約束したとおり、まだ3カ所については全然手をつけていないという状況でございますので、周りで聞いた、以前の4カ所についても近隣の聞き取りについては皆さんにご報告したとおりでございますので、まず近隣を当たるよりは、とにかんご本人、転出している方もおりますので、本人と当たるのが一番早い方法を選んで、近隣の聞き取り調査は後の3カ所については行っていない。なお、一番最後の宮和田についてはアパートという事情もございますので、日中行った多ませんし、夜も何遍か行ったのですが、留守ということで会うことができなかったということで、近隣に聞かなかったということについては別に他意はございません。
- 〇委員長 横田委員。
- 〇横田委員 もう1点お伺いしますが、宮和田の 272の5番地については5名 転入したということになっておるわけですが、ここでは3部屋に分かれて住んでいたとご報告があったわけですけれども、本来ですと、このアパートそれぞれ、私が調査をしたのではたしか6世帯に分かれていると思うのですが、通常

の転入ということであれば、それぞれ部屋ごとに分かれているということでなくて、ちゃんと玄関が別についているわけですから、このアパートの何号室はだれで、何号室と何号室はだれとだれかというふうにはっきり出るわけですが、5名が三つの部屋に分かれて住んだという報告は非常にあいまいなのですけれども、これはどういうことなのでしょうか。

○委員長 住民課長。

○畠住民課長 アパートの住所につきましては、アパートという表現がいいのかどうかわかりませんが、マンション等につきましては何階の何号室まで住所に入るわけです。今委員さんがおっしゃったように、たしか私も6世帯と見たのですが、2階建てで、しかもそれぐらいの世帯数でございますと、表札はごらんになったと思うんですが、表札のかかっていないところが4カ所ほどあると思います。そのうちの3カ所に分かれて泊まっていたということで、私は別にあいまいに返答しているわけではございません。

〇委員長 横田委員。

〇横田委員 そうすると3部屋、そうするとその三つのアパートの借り主がだれとだれであったかは調査をしていませんね。

〇委員長 住民課長。

〇畠住民課長 極力聞くようにしたのですが、私どもの方に、あなたは何号室であなたは何号室という調査の項目もなければ、そこまで聞かなければならないかというと、当然、私の方でも疑問がわいてきますので、住んでいたかどうかという事実確認のみを行ったということでございます。

○委員長 沼尻委員は三つの方向づけについてのご意見だそうですが、そこに 入る前にまだ関連した質問がありましたら、前提の質問を優先的に受けつけた いと思います。

篠山委員。

〇篠山委員 今の横田委員の宮和田 272の5の5人全部会ったと。その中で、 ここには名前が載ってこない転入、転出した方は、会いに行ったときに1人も いなかったのか。例えば年寄りの方が部屋にいたとか。

○畠住民課長 いました。

○篠山委員 幾つぐらいの人。

○畠住民課長 そうですね。60近くですね。

- ○篠山委員 背のすらっとした人でしたか。
- ○島住民課長 座ってましたからね、60前後だと思います。
- ○篠山委員 いいです。委員長。
- ○委員長 ほかになければ沼尻委員の質問に切りかえます。 横田委員。
- ○横田委員 宮和田 272の5への転入者は、ある会社の関係でということなのですが、5人とも一つの会社なのですか。
- ○畠住民課長 遊います。勤め先は……。
- ○横田委員 全部別々ということ。
- ○畠住民課長 全部ではございません。2カ所です。
- ○横田委員 2カ所、そうすると差し支えなかったらちょっと勤め先もわかれば……。
- 〇畠住民課長 うちの方は場所だけ聞いたのものですから。どこの会社に勤めていましたかということは聞いておりません。

会社の場所は聞いています。

- ○横田委員 場所については。
- ○畠住民課長 場所は竜ケ崎市と佐賀と小浮気です。
- ○委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 今後の進め方なのですが、私はこの間 100条委員会を設置するべきだという主張をしたのですが、議会として議決をして告発するということはできないというようなことがその後わかったので、ますます 100条委員会が必要だと。そして少なくとも、受け入れた側くらいは証人として呼んで証言させると。もし、本当の証言をさせない場合には、これだけ状況証拠がそろっているわけですから、偽証罪として告発するべきだと思うんです。でないと、議会としてこれまで営々とやってきて、非常に疑いが濃くなっているにもかかわらずこのまま終わってしまうということであっては、町民に対して申し胴きができないと思いますので、ぜひ 100条に切りかえるよう主張します。
- ○委員長 長東委員さんはどういう考えですか。
- 〇長東委員 事務局長さんに聞きたいのですが、住民課長の報告も報告として 承りましたが、実際の転入者のメンバー等を考えると、疑惑はまさに疑惑その ものだというように思うんです。

ついては、議会として疑惑の告発をできれば、即告発に持っていって、あとは司直の手に任せて、いわゆる転入転出者については、転入者についてだって32名もいるわけです。実際に7月1日に転出した人を1名入れると33人、さらに受け入れの箇所が7カ所、かなりの事情聴取をするにしても、我々個人的なプライバシーの問題もあるし、そういう立場から限界があると思うので、もちろん疑惑があるから100条調査委に持っていくことには異論はないのです。即、告発という形で議会としてできるか、できないか、事務的な面でどうなのですか。

○委員長 事務局長、説明をしてください。

○久保田事務局長 ただいま沼尻議員の方からもお話がありましたとおり、議会で議決をして告発はできないということで載っておるわけなのですが、ちょっと朗読をしてみます。

町村議会の事務提要にも掛いてあるわけなのですが、問題として、議会で審議中に犯罪があると思われる事案が出てきた場合、議会は当該容疑者を告発する旨の議決をすることができるかということ。決定といたしまして、刑事訴訟法 239条第1項に基づく犯罪容疑者の告発は自然人たると法人人たるとは問わないが、法人にあっては法人格を有する場合でなければ議会は法人格を有しないので議会が告発する旨の議決をすることはできない。議会が告発をし得るためには法令に特別の規定がある場合に限られるから、告発し得るとすれば地方自治法第 100条第9項の規定に基づくいわゆる 100条調査権の行使に関する場合のみであるということで書いてあります。

県の方にも問い合わせしたのですが、議会としては告発はできないということで、県の方でもはっきり言われたわけです。

〇委員長 長東委員。

〇長東委員 そうすると、それをそのまま受け入れれば、議会としてできなければ、議決してもいけないという形で、告発することが不可能であれば、個人がするか、議員個々がするか、あるいは 100条に切りかえて、そして証人喚間をして、まさに事実と違うことを偽証しているという形の中で偽証が明確だと、その場合は当然ながら 100条に基づいた告発が法的に許されていると。そうすると 100条に持っていかなければできないということですか。

〇委員長 事務局長。

- ○久保田事務局長 そういうことでございます。
- ○倉持委員 議会としてはできないけど……。
- 〇篠山委員 今の長東委員との関連なのですが、告発はできなくても委員会にしる、議会にしろ、告発の意味でなく、こういうわけで、こういうように明らかになりましたと、そういうわけですからぜひとも調べをお願いしたいと、そういうのはどうなのですか。
- 〇委員長 局長。
- ○久保田事務局長 議会として要望のような形で警察の方に出すとか、議会と して決議をして決議文を警察署長の方へ送付すると、そういう形はできないこ とはないです。

ただ、決議ということになると、今度は警察の方で信頼関係も出てくるわけなのです。警察の方でもわかっているわけなのです。そういう問題もあるから というので県の方でも言われたのです。

- ○篠山委員 警察の方がわかっているから信頼関係ということは、警察は警察 で調べているからわざわざ町当局から、議会の方からそうしなくてもいいとい うこと。
- 〇委員長 暫時休憩。

午後1時28分休憩

午後2時12分再開

○委員長 それでは再開します。

休憩。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○委員長 休憩時間中にかなり実質的な話し合いをしていただいたわけですが、 最終的な当委員会の報告書の取りまとめについて、本日、具体的項目を各委員 より出していただいて、それをもとにして報告書を正式に作成し、改めて委員 会を再開して確認するという手続をとると。これが本会議に報告する報告書の 内容の完成までの手順としてそういうふうに進めております。

〇篠山委員 先ほど沼尻委員が 100条以外は決を取ってくれと、賛成できない

ということであるのだから、先に決を取ってからそれを決めるべきではないの。 賛成もしない人も、反対の人もいて、そういう意見の決を取ったって。

- ○委員長 いや、報告書の作成だから、反対には反対の意見があったって作成 すればいいんだよ。
- ○篠山委員だからそれは決を取ってからやったらいいのではないの。
- 〇沼尻委員 だから一応決を取ってもらって、それで多数でそれが通った場合には民主主義の原則で我々もいろいろ意見も出すし、あれしますから。
- ○委員長 それでは沼尻委員から、手順上、先に当委員会の方向づけの決定に ついての採決をしていただきたいという要請がありましたので、採決に移りた いと思います。

当委員会の方向づけといたしましては、前委員会におきまして 100条調査委の設置方のご意見と、告発をも含めて司直の点にゆだねるというご意見と、もう一つは、当委員会の目的達成につき本会議に報告をし、その上、本会議での検討方を依頼するという三つのご意見があったわけです。

ところが、本日の委員会の審議の中におきまして、大きく言えば 100条調査 委を設けるべきであるというご意見と、もう一つは、司直に対して議会の要望 として捜査を依頼するという二つのご意見に大きく分かれようかと思います。 この二つのご意見に対してそれぞれの判断を仰ぎたいと思います。

- 〇吉岡委員 そうした場合、沼尻さんの提案する 100条調査を設置、これが否 決された場合、機関意思の決定としてそれを尊重するわけですね。
- 〇委員長 沼尻委員。
- 〇沼尻委員 尊重します。
- 〇吉岡委員 尊重するというご返答がありました。

それでは、採決に移ります。

まず 100条調査委を設けるべきであるというご意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔赞成者举手〕

〇委員長 赞成少数。

それでは、議会の要望書を司直に対して作成し捜査を依頼するというご意見 に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○委員長 賛成多数をもって、司直の手にゆだねるという方式で、今後の方向 告づけが決定されました。

当委員会は本日はこれにて終了いたしますが、改めて本会議に提出する委員 長報告書の作成方の内容についての項目確認をきょう行います。改めて後日委 員会を開き、本日提出されました各項目についての確認を行うということで、 後日、改めて当委員会を招集いたします。できれば今週中がいいと思うのです が。臨時議会はその後ですので、これはいつがいいですか。事務局の方で、委 員さんの方はいつがいいですか。

暫時休憩。

午後2時20分休憩

午後2時21分開議

○委員長 再開いたします。

次回の開催予定日は18日金曜日の午前11時よりということでお願いいたします。

そういうことで、期日については今申し上げた予定となりましたので、ご協力をお願いいたします。

暫時休憩。

.. 午後2時24分休憩

午後2時35分開議

〇委員長 再開します。

副委員長。

- ○倉持委員 委員長報告をまとめていく上の柱というのは、この98条の調査特 別委員会に与えられている目的とした二つの目的を挙げるしかないと思います。
- 一つは、住民票の異動に関する事項を当然挙げなければならない。この疑惑に関する問題。もう一つは、第3投票所で行われたとする替え玉投票に関する 事項、この二つは当然報告書にまとめなければならないと思います。
- 一つは、後者の方の替え玉投票に関する事項は、これは実行犯はだれであるかということは別にしても、間違いなく替え玉投票が行われたというのは極めて事実に近い状況が明らかになっているわけなので、これは間違いなく替え玉

投票があったという断定のもとに報告書を作成しても差し支えないのではない かという気がします。

あとは住民票の移動に関することは、共産党さんの方でどういう考え方を持っているか。

○横田委員 そもそもの発端は、新川の第15投票所で暴力団絡みのそういうタイプの人たちがまとまって来たと。どこに住んでいるか地元の区長さん等もわからないということから話題になって、これが発端になったわけです。

委員会の器議の中では松永委員からも出されたように、第15投票所で、私が投票立会人の人から聞いたのは、間違って団地へ行ってしまったと言いながら投票所に入ってきたということを、これまでの審議の中では明らかにしましたけれども、それを松永委員が質問の中が、16投票所の投票関係職員に確認をした結果、間違って来た人がいたと。あるいは15投票所では、ほかの投票所でーたんチェックを受けた人が4人いたというのが確認されたので、その点は裏づけになるというか、そういうことがいいのではないかというのが第1点です。〇沼尻委員 一つは不正転入、住民基本台帳法に基づく違反の疑い。受け入れ人のうち明確なのは藤代町高須 165、それから宮和田 115、915 の7、それから新川 143、それから双葉2丁目23番11号、小浮気 790の2、山王 277、宮和田については、さっきの住民課長の答弁だと、3部屋だということなので、どこまでがどうなのかこちらがまだ明確につかめないので、これはちょっと……本当は 100条で調査したかったのだけれども。これをどこまでやるかということについてはこっちでは決めかねる状況です。

入居人については、宮和田に来た5人については明確にならないようなのですけれども、それ以外……。

○倉持委員 沼尻さん、受け入れ箇所の7カ所と入居人のやつを報告書にどのようにまとめるということなのですか。

〇沼尻委員 結局、不正転入と不正受け入れの、基本台帳に基づく違反の疑い が濃厚だと。

○委員長 つまり、具体的にはこういう番地であると。

○倉持委員 ということは、この前の会議の結果を踏まえて、例えば住民票の 異動届が、これは世帯がみんな分かれているわけですから、本来なら役場の方 は33世帯になっているわけです。たとえ同じところに住んでいても、世帯主は おのおの個人個人が世帯主になっているわけですから33世帯になっている。その33世帯であるから、本来ならば届け出人が33人いなければならないのに、2、3人の人によって住民票の異動届がなされているということを事実関係として明記していかないと報告にはならないと思うんですよね。それをやはり明記していくということですね。

○横田委員 審議の中で明らかになった事実関係については、やはり列挙して あれしないと報告にならないから。

〇沼尻委員 本当は 100条で証人喚問をして、例えば竜ケ崎から藤代へ転入してきて3カ月間だけいたということはあり得ないことだから、その辺が偽証性があるかどうか判断すればなおさら確認ができるわけなんだけれども。それがないので裏づけとしては今言ったような……。

ほかに、例えば新聞記者が行ったとか、行ってこういうことを言ったとかあ あいうこと言ったとかいろいろあっても、これは調査外の話だからそれは入れ られないので、あくまでも調査した範囲内でのことしかやれないので、これは もうこの間の秘密会の内容、全部はこれは秘密会ですから解除にならなければ 言えないことなのですが。これで裏づけしていくほかないと思うんです。

もう一つは替え玉、これは一定の職員の証言によって裏づけされているわけだから。

あとは不正投票についても、判断としては、委員会として確認したかどうかわからないけれども、わずか越してから3カ月間ここへ座っただけで90%の投票率があったということは、これは我々の判断としては明らかに不正投票の疑いが濃厚だと。

○ 倉持委員 それは住民票の異動に関して付随した形で文章化していけばいい ということだね。

○委員長 一般的に不正投票というのは、新聞記者の皆さんも書いているんですけれども、いわゆる替え玉というのが不正投票の表現として使われているみたいですが、どう取り扱いますが、委員会では。

○篠山委員 委員長と副委員長で相談してゆっくりやれよ。

○委員長 つまり、沼尻委員の話を聞いていると、架空転入と不正投票と替え 玉投票になってしまうわけ。マスコミが一般的に扱っているのは不正投票イコ ール替え玉として扱っているわけです。

- 〇吉岡委員 替え玉投票が不正投票なんだろうよ。
- ○委員長 では、二つに絞ります。
- ○沼尻委員 今まで明らかになった点というのは、そのところじゃないかな。
- ○委員長 これはなぜ明らかになったかと言えば、秘密会の調査の結果これが 裏付けられたということですよね。それは固有名詞を出さない範囲内で具体的 に根拠を盛り込んでおくと、根拠を。
- 〇吉岡委員 報告するときは、本会議でも秘密会なのか。
- ○委員長 具体的に固有名詞とかそういうものを出さない限りにおいては、一般の報告費で十分ですよ。
- ○横田委員 宮和田 272の5のうち5名の名簿が出されているわけですけれども、5名が全員疑いがあるのかという点については、私はちょっと調査不足の点があるんですよね。 4名までは自信を持っているんですけれども、その辺は数字的にはここを何名という形でまとめていくわけですか。
- ○倉持委員 数名でいいでしょう。
- ○横田委員 33名の名簿が出されていますよね、執行部から。そのうち7月1 で日に転出されているものもあるわけだよな。こういうものはどういう扱いをするのか。
 - ○委員長 そんなのは対象外でしょう。
 - 倉持委員 選挙をやってないんだから不問しかないだろう。
 - ○委員長 これは未遂でしょう。
 - ○横田委員 それとあと1点委員長に留意していただきたい点。これまで住民課長の報告で、双葉の2丁目23番11号というのを、従業員だし今も住んでいるということなんですよね。それで雇い主も自信を持って言っているということなのですけれども、これは私らが最初から不正転入だということで挙げた点なんですよね。これはその後の秘密会の調査の中では、届出書について山王の277と双葉の2丁目23番11号というのは同じ手筆であったということが明らかになったので、住んでいるとか住んでいないとかは別に、私はこの一連のかかわりであるということを立証できたんじゃないかと思っております。
 - ○篠山委員 委員長、頭いいんだから任せるから。
 - ○委員長 ほかにきょうは出すべきものはないですか。なければきょうはこれ で報告書の項目の提出方については打ち切ります。

それでは長時間にわたりまして慎重な審議ありがとうございました。 おかげさまで一定の委員会としての方向づけを出していただきましてご協力ありがとうございました。 次回期日には改めて皆さん方のご協力をお願いいたしまして本日は終了いたします。 本当にご苦労さまでした。

午後2時58分閉会

上記は会議の顚末を記載しその相違ないことを証明するためここに署名する。

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員会

委 員 長

电路流温息

第6回 10月18日

0) (

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑 及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会

○招集日時平成3年10月18日(金)午前11時

〇招 集 場 所 議会全員協議会室

〇出 席 委 員

委員長 西尾 絋昭 副委員長 倉持 光男 委 員 篠山 治夫 委 員 長東 秀臣 委 員 吉岡 茂 委 員 松永 実 委 員 横田 千之 委 員 沼尻 守

〇欠 席 委 員

Pin

なし

〇出席説明員

.町 長 吉田 久夫

○職務のため出席した者

 議
 長
 坂本
 守

 事
 務
 局
 長
 久保田大紀

 係
 長
 坂本
 俊光

 係
 長
 染谷
 二郎

○審査の経過

午前11時05分開会

〇委員長 本日はご苦労さまです。

第6回目の特別委員会を開催するわけでありますが、特別委員会の委員さんが全員出席しておりますので、十二分に定足数を満たしておりますので、有効に設立しております。

ただいまより第6回目の特別委員会を開会いたします。

本日は、去る10月14日の5回目の特別委員会におきまして方向づけをいたしました結果、本日は委員長報告書の内容の確認を相互に行うという作業を実施

するための特別委員会でございますので、各委員さん方から、配付されており ます原案に対して質疑討論いたしまして、加除、あるいは補正をいたしたいと 考えております。

なお、本日は調査依頼の要望書の原案もあわせて配付しておきましたので、 事務経済上、本日一緒に質疑討論やって加除補正をやっていただければ、23日 の臨時会では、實面上はスムーズに手続が進行するのではないかと思いますの で、ご協力をお願いいたします。

一読いただいて、その上でいろいろとご協議をお願いしたいと思います。 暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

〇委員長 再開いたします。

まず、委員長報告書の原案について朗読いたします。

平成3年8月4日執行藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不 正投票疑惑に関する調査特別委員会委員長報告書(案)

当委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

去る9月27日午前10時より全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民課 長出席のもと、第3回目の委員会を開催いたしました。

まず前回の要求により提出された沓類の説明を求め、審査に入りました。提出された沓類の中でプライバシー問題が絡むため、個人名等が抹消されており、これでは実質調査が進まないとの指摘がありました。これに対して執行部では、県の指示もあり、個人名等は差し控えたいということでありました。

次に不正転入の疑いがあったとの指摘された7カ所の転入住民のリストをいただいたが、実質33名、うち1名が7月1日に転出しているので、32名はすべて町議会議員の選挙の投票日には藤代町民として該当している。そのうち投票されたのは何人いて、この番号で何番かとの質問に対し、後で選挙人名簿を照合すると個人名が出てくるので差し控えさせていただきたいとの答弁がありました。また、32名の方は選挙人名簿に載っていたか、載っていたとすれば何人が投票されたかとの質問に対し、選挙人名簿には登載してあり、29名の方が投票したとの答弁がありました。

次に住民基本台帳法に基づく実態調査の結果について報告を求めました。

現在まで調査したのは、高須 165番地、宮和田 915番地の7、新川 143番地、 双葉2丁目23番11号の4カ所であり、転入先の家主等は、アルバイトとして手 伝っていただいた。また部屋を貸した等々の話であったとの報告がありました。 なお、次回は秘密会とし、個人名の書類提出を求め散会いたしました。

そして10月4日午後1時より、全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民課長、第15、第16投票所事務従事者の出席のもと、第4回目の委員会を開催いたしました。

まず、第15投票所に行くべきものが第16投票所に間違えて行ったと聞くが事実かとの質問があり、これに対し、2名ほどいたとの事務従事者の答弁がありました。さらに、第15投票所においても入場券の受付番号が記入してあって消されているものがあったと聞くがこれも事実かとの質問があり、4名前後いたという答弁がありました。その後は秘密会に入りました。町内7カ所に架空転入の疑いがあったと見られる33名分の住民異動届出書を検査したところ、転入者の署名欄の筆跡が似たものが大半で、特定の人によってまとめて届け出がなされ、組織的に行われた可能性が極めて強いとの意見で一致いたしました。その他種々論議がされましたが、調査目的がほぼ達成したという結論に達しました。

今後については 100条調査委員会を設置すべきであるという意見と、司直の 手にゆだねるという意見、また本会議で改めて決を出すという三つの意見が出 されましたが、対処方は次回にてするということで散会いたしました。

そして、10月14日午後1時より全委員出席、執行部より町長、総務部長、住 民課長出席のもと、第5回目の委員会を開催いたしました。

まず、前回報告できなかった3カ所の実態調査について報告がされました。 そのほかもろもろの意見は出されましたが、当委員会の検査は終了したと見な し、前回の委員会で今後の方向づけとして出された三つの意見についての採決 を行いました。その結果、次回で司直に対する要望書を作成し、捜査を依頼す るということに決定いたしました。そして次回の委員会は――本日の委員会で すね――要望書の内容を検討し、確認していくということで散会いたしました。 これが、まず委員長報告書案の内容でございます。

○倉持委員 2回目の委員会のあれは……

○委員長 これは1回日の本会議で報告してありますので、27日以降の分についてだけご報告……

○ 倉持委員 2回目の報告はやったのですか。

○久保田事務局長 本会議の中で、1回目のときには正副委員長の互選という ことで、2回目の後は本会議中に開いているわけです。そのときの委員長報告 で報告してあります。委員長報告終わっているわけです。

○倉持委員 まとめて検査の結果の報告ということだから、今回は委員長報告というのにこだわらずに、まとめて検査の結果の、結局、これを報告すれば98条の調査委員会は終了してなくなってしまうわけだから、2回目の中で出てきたことというのも重大なことがあるわけですよね。結局、ここで要望費の中でいう2項目の不正投票疑惑の問題というのは、2回目の調査委員会でほとんど話がなされたものですよね。それはやはり今回の委員長報告の中に、たとえ重複しても盛り込んでおく必要があるのではないかという気がするのですけれども、どうですか。

○委員長 委員の皆さん、どうですか。

〇沼尻委員 要望書を警察へ出す場合、単なる要望書だけでは内容的に何も替かれていないわけです。できれば委員長報告と一緒にまとめて、参考書類として提出すべきだと思う。だとすれば、続きの文章として、例えば替え玉投票とか、そういうものは前のものなのでここに入っていないので、やはりまとめてしまったほうがいいのではないですか。

○委員長 そのように配慮したいと思いますが、局長、ひとつ。

○横田委員では、それをコピーしてもらったらどうですか。

○委員長 暫時休憩。

午前11時14分休憩

- 午前11時16分再開

○委員長 それでは再開いたします。

ただいま事務局より第1回目、第2回目の特別委員会の委員長報告書がコピーとして手元に配付されましたので、これと一緒に最終的な委員長報告書をまとめたいと考えますので、まず第1回目、第2回目の内容について検討すべき 余地があればご指摘をいただきたいと思います。 ○倉持委員 前回報告した分の中で、「最初に、入場券再発行の際」というところの間に、「最初に、」の点の切れているところに、やはりここははっきりしておかなくてはならない事柄なので、これは第3投票所ということがはっきりわかっているわけですから、「最初に、第3投票所における不正投票の問題について質問があり」ということを中へはっきり明記して、「入場券再発行の際、本人の言う生年月日が台帳と違っていた」という形で、それは投票所を明記したほうがいいのではないですか。特定しておいたほうが。

○委員長 この本人宅に電話を入れたということについても第3投票所だから ね。

○沼尻委員 警察へお願いをするわけだから、ただ単に不正転入、不正投票の 疑いというだけでなくて、やはり住民基本台帳法の何条何項に違反する疑い、 それから、公職選挙法第何条何項に対する違反の疑いというふうに特定したほ うがいいのではないかと思うんですが。

○委員長 それは検討したんですよ。そうしたら、こちらの方で特定してしまうと、逆に警察の方に対して、その部分だけでいいのだというような判断をされても困るので、捜査というのは非常に広範にやってもらいたいものですから、あえて特定を避けたのですよ。

○沼尻委員 それ以外の法律に触れるような可能性というのはあるわけ。

○委員長 それはわかりませんけれども、例えば公職選挙法にしても、住民基本台帳法にしても、我々が調査するときには我々の判断で何条とか何項とかということと特定はしていますけれども、向こうのプロの世界から見た場合は、また違った範囲からも検討する余地があるだろうと思いましたので、あえてこれは我々の方で特定を避けたほうがいいのではないかと、検討した結果、こういうふうにあえて抽象的にしたということなんです。できるだけ捜査を限定させないほうがいいのではないか。

内偵中ですから、我々も違ったものを持っている可能性もありますから、そういうものは向こうの人たちのフリーハンドに任せておいたほうが一番いいのではないかと。

○沼尻委員 向こうはプロだから、こっちでとやかく言わなくても判断をする だろうけれども、ただ普通、告発などする場合には、刑法なら刑法の第何条に ということで……。

- 倉持委員 告発はそうなるけれども、これはあくまでも告発ではないから、 捜査要望だから。
- ○委員長 だからもっと捜査は広いのですよ。だから、あまりそうやって固定 しないほうがいいのではないかと。
- 〇長東委員 譲長が行かれる場合、また委員長が行かれる場合、やはり署長さんとの会話の中で、こういう問題に明らかに触れるということを申し添えれば
- ○委員長 そういう面については口頭で申し添えるということで。

それと、報告書につきましては検討はもうよろしいですか。

それでは、二つ目の捜査の要望費の案につきまして朗読をいたしますので、 その後でいろいろまたご検討お願いいたします。

それでは要望睿 (案)を朗読いたします。

要望蛰 (案)

藤代町議会は、去る平成3年8月4日に執行された藤代町議会議員一般選挙において発生した下記疑いについて、平成3年9月19日以来、地方自治法第98条に基づき調査特別委員会を設置し、疑惑の徹底的な解明を行うべく慎重に審議を尽くしました。執行部の協力により秘密会を開き、疑惑に関する書類等の検閲、検査の結果、疑惑がより濃厚になり、調査特別委員会の全委員が、疑惑が事実として存在したのではないかと判断するに至りました。

しかしながら、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会には、行政事務に 関する背類の検閲検査権があるのみで、証人喚問権や告発権が存しないため、 人権保護や守秘義務の厚い壁にはばまれ、これ以上進めた事実の究明は不可能 であります。

調査特別委員会では、日本共産党議員団より、地方自治法第 100条に基づく 調査特別委員会の設置をすべきものである旨の主張も強力にされましたが、委 員の行き過ぎた調査による人権侵害の危険性があること、さらにこれ以上の時 間をかけるわけにはいかないこと等の理由により、地方自治法第 100条に基づ く調査特別委員会の設置を断念した次第であります。

上記の経緯を踏まえ、藤代町議会としては、下記疑惑に関するこれ以上の究明は捜査権のある貴職にお委ねし、一日も早く事実の解明を図っていただきたく、ここに厳正なる捜査を実施したいと要望する次第であります。

- 1. 平成3年8月4日執行藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑に ついて
- 1. 平成3年8月4日執行藤代町議会議員一般選挙における不正投票疑惑に ついて

平成3年10月

茨城県取手警察署長 来栖武雄殿

北相馬郡藤代町

議会議長 坂本・守

こういう内容でございます。

長東委員。

- 〇長東委員 この要望書の案を見せていただいたのですが、議会が要望するわけですから、趣旨はいいと思うのですが、「共産党議員団」と書いてありますね。例えばこれを民社党が地方自治法に基づき主張したとか、公明党が主張したということだと思うのだ。したがって、これはむしろ削除したほうがいいのではないですか。
- ○委員長 一部の委員より、委員の中には、だね。それでいいでしょう。

日本共産党議員団さんを、沼尻委員さんも委員会の中であえて議員団という ことで主張なされたので、入れたほうがいいのかと判断したもので。

- ○坂本議長 これは藤代町議会としては民主主義の根幹を揺るがす大問題であ り、下記疑惑に関する、とここらを入れておいたほうが重みがあるぞ。
- ○委員長 ちょっと待ってください、まず最初の、今の指摘された箇所の訂正は、「日本共産党議員団」を「一部の委員」と訂正いたします。
- 〇長東委員 今、坂本議長からも発言があったのですが、単なる要望審ではなくて、我が国の民主主義の根幹にかかわる重大事だと。したがって、その意味からもというものをつけ加えたほうが、よりよろしいですか。錦の御旗が。
- 〇坂本議長 「藤代町議会としては」と、ここへ入れたほうがいいですよ。
- ○倉持委員 「上記の経緯を踏まえ、藤代町韤会としては、」というその後に だね。
- ○委員長 ただ、これも考えたんですよ。私もいろいろ聞いたり、過去の経験などを踏まえて判断したのですが、捜査当局というはあまり大上段に物事を構

えた文言を入れてしまうと、なかなかこそばゆいというようなところがあるんですよね。それは一つの技術的な問題としてあえて入れないほうがいいかということで避けたのですが、皆さんの要望だからそれは入れたほうがいいでしょう。

それでは議長、どういうふうに入れますか。

〇坂本議長 「藤代町議会としては、民主主義の根幹を揺るがす重大問題であ り、下記の疑惑に関するこれ以上の究明は……」と、そこへ入れたほうがいい でしょう、そのほうが。

○委員長 それではつけ加えるべき文言は「民主主義の根幹にかかわる重大事 と判断し、」という文言を入れていただきます。

そうしますと、「藤代町議会としては、民主主義の根幹にかかわる重大事と 判断し、下記疑惑に関するこれ以上の究明は云々」ということでよろしいです ね。

それと、警察の署長名の「武夫」さんは「武雄」です。訂正をお願いします。 ほかにはありませんか。——。

なければ、本日は、この要望書案と委員長報告書の内容についての確認を行い、加除補正を行うということが目的でしたので、これ以上なければ本日はこれにて閉会をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それではご協力ありがとうございました。これをもって本日の当委 員会をお開きといたします。

午前11時30分閉会

上記は会議の顚末を記載しその相違ないことを証明するためここに署名する。

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員会